



時報 しやりんけん

第3号
2010

南山大学社会倫理研究所

もくじ

ご挨拶	社会倫理研究所所長 丸山 雅夫	1
-----	-----------------	---

特 集

第3回社会倫理研究奨励賞		1
全体講評	小林 傳司	2
最終候補論文（佳作）講評		3
第3回社会倫理研究奨励賞受賞記念講演原稿		
第三回社会倫理研究奨励賞の受賞にあたって—責任を軸に—	大庭 弘継	4

学 界 報 告

第4回応用倫理国際会議 in 北海道大学	鈴木 真	8
World Wide Views in Japan 結果報告シンポジウム in アキバ	奥田 太郎	9

活 動 報 告

2009年度懇話会・研究会報告		12
「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクト活動報告	マイケル・シーゲル	18
『教会の社会教説綱要』出版記念シンポジウム		
「現代に響く福音のメッセージ」報告	マイケル・シーゲル	24

社 会 倫 理 の 道 標

生物多様性を知る十冊	香坂 玲	26
アメリカ外交の継続と断続—「Yes, We Can」の外交政策を歴史の中で考える	宮川 佳三	28

研 究 所 活 動 記 録

平成21年度（2009年度）活動記録		36
研究所主要スタッフ研究業績		39
研究所主要スタッフに関わる学会・研究会・講演・調査等の記録		40
南山大学社会倫理研究所スタッフ		42
編集後記		44

で 挨 拶

社会倫理研究所所長 丸山 雅夫

本年も『時報しゃりんけん』第3号を無事に発刊することができ、ホッとしております。内容は例年と同様、社会倫理研究所の昨年度における活動の概要を記載しております。また、これも例年のことですが、小さな組織でありながら精力的な活動を継続できていることに、改めて感慨を覚えています。当研究所は、ここ数年、「ガバナンスと環境問題」および「保護する責任」の2大プロジェクトを軸に活動しています。本年度は、名古屋でCOP10が開催されると同時に、社会倫理研究所創設30周年の節目の年度であり、「ガバナンスと環境問題」に一層の力を傾注していく所存です。また、懇話会や研究会などの地道な活動を通じて、広義の社会倫理研究に寄与していきたいと考えています。皆様の変わらぬご支援を心よりお願いする次第です。

特 集

第 3 回 社会倫理研究奨励賞

「社会倫理研究奨励賞」とは、若手研究者による社会倫理分野における優れた研究に対して南山大学社会倫理研究所が授与する賞であり、2007年度に開始されました。

第3回の募集は、2008年12月1日から2009年11月31日までに日本語で公刊された社会倫理に関する論文を対象として行なわれ、自薦・他薦あわせて11篇の応募がありました。そして、2010年2月20日、第3回社会倫理研究奨励賞選定委員会（構成員は下記表を参照）による厳正なる審査の結果、受賞論文は、

大庭 弘継 「ルワンダ・ジェノサイドにおける責任のアポリア

—PKO 指揮官の責任と「国際社会の責任」の課題—

（『政治研究』56号、九州大学政治研究会、2009年3月31日、57-88頁）

に決定致しました。

尚、最終審査に残った最終候補論文（佳作）は以下の3篇です（順不同）。

恒木健太郎 「前期的資本の理論とナチズム—「大塚史学」の思想構造」(『ポスト・マルクス研究』ぱる出版)

島村修平 「内部告発者の倫理的ジレンマと「献身」の概念—内部告発者の有効な保護に向けた理論的考察—」
(『応用倫理・哲学論集』第4号)

佐藤岳詩 「功利主義的観点から見た認知的エンハンスメント」
(『医学哲学・医学倫理』第27号)

第3回社会倫理研究奨励賞選定委員会

小林傳司【委員長】	大阪大学コミュニケーションデザイン・センター教授	科学哲学・科学技術論
伊勢田哲治	京都大学大学院文学研究科 准教授	科学哲学・倫理学
川崎 勝	南山大学経済学部 教授	日本近代史・経済思想史
丸山雅夫	南山大学大学院法務研究科 教授	法学
宮川佳三	南山大学外国語学部 教授	国際関係論・アメリカ外交
山田哲也	南山大学総合政策学部 教授	国際法
マイケル・シーグル	南山大学社会倫理研究所 第一種研究所員	神学・和解学
奥田太郎	南山大学社会倫理研究所 第一種研究所員	倫理学・応用倫理学

全体講評

第3回社会倫理研究奨励賞選定委員会委員長 小林傳司

今年で第三回を迎える本奨励賞は、「人間の尊厳のために」を教育・研究のモットーに掲げる南山大学の社会倫理研究所が、若手研究者による社会倫理研究を促進、支援するために設けられた賞である。「社会倫理」という言葉の定義は容易ではないし、またこの言葉自体が日本で広く定着しているわけでもない。しかし、現代の複雑な社会における各領域において、倫理的考察が求められる課題は多数あり、またその解決の方途の探求も重要になってきている。社会の各領域ということで、国際社会から国家、地域社会、家族までのレベルが含まれ、制度や課題の内容の点でも経済、経営、政治、教育、医療、科学技術、広く文化一般までにわたる。また、研究の方法論に関しても、倫理的アプローチにとどまらず、広く社会科学的アプローチ一般が想定されるものである。そして、研究成果の発信先は、いわゆる同業の研究者のみならず、広く社会においてこのような社会倫理的問題を考えようとする人々一般に向けられることが期待される。

今回の選定対象は、2008年12月1日から2009年11月30日までの期間に、若手研究者が日本語で公刊した論文11編であった。一次選考によって絞られた4編を対象に、2010年2月20日に選定委員会を開催し、社会倫理研究奨励賞の受賞作を選定した。

最終候補に残った4編の論文は、大別すると、社会科学的アプローチによるもの2編と英米系の応用倫理的アプローチによるもの2編に分かれた。いずれも、例年に増して力作ぞろいであり、本賞の趣旨が理解されつつあるという印象をもった。選定に際しては、「学術性」、「説得力」、「オリジナリティ」、「アクチュアリティ」という4つの観点から審査を行なった。

以下、今回の選定の概要と講評を述べたい。

4編とも力作ではあったが、受賞作の決定に際して一番のポイントとなったのは、「説得力」と「アクチュアリティ」の観点であった。いずれの論文も学術的な観点からは、きわめてよく整った優れた論文であった。しかし、社会倫理研究は、学術的研究ではあるものの、現代社会の具体的問題の切実さや重要性に対する著者の「思い」によって駆動されるべきものであり、いかに学術的に冷静な分析が求められるとしても、学術研究者の初発の動機が垣間見えてしまうような性格を持つのではない

か。そしてこのことは、論理構成において若干の瑕疵があっても、論旨や説得力の点で、思わず読者を引き込むような力を論文にもたらすものであろう。

そういった観点から見ると、4編とも容易に解決ができない問題に取り組んでいる点では共通するものの、読後の印象においてやや違いを感じさせる点があった。その論述から著者の「思い」の印象が残ったり、読後に細かい論理構成は忘れたにせよ何か「厄介な問題を突きつけられた」というざらついた感じが残ったりする論文と、当該分野のお作法に従った手際のない分析ではあるが、悪く言うと定番のフォーマットにテーマとした問題に関する先行研究の知見や倫理学説を流し込んで整えた論文の違いとでも言うべきか。応用倫理学という、現実社会の問題に対する倫理的な分析を標榜するタイプの論文のほうに、後者の傾向が見えたことはやや残念であった。応用倫理学の専門家集団の中でのワーキングペーパーとしては、きわめて優れたものであることは理解できるが、本賞が想定している読者の社会的広がりには到達していないように思う。

他方、受賞作を含む社会科学的アプローチに基づく論文については、アクチュアリティの面での説得力は大きかったといえる。ただ「大塚史学」を扱った論文については、いわゆる雑誌論文ではなく、論文集の1章として執筆されたためでもあろうが、マルクス経済学説と大塚史学の紹介部分は冗長に感じられた。確かに若い世代においては、両者とも丁寧に説明しないと理解できなくなっているのかもしれないが、「おわりに」で論じられた現代のグローバル金融資本の暴走の問題を中心に論じられていれば、選定結果も変わり得たのではないかという感想すら抱いた。

受賞作「ルワンダ・ジェノサイドにおける責任のアポリアーPKO 指揮官の責任と「国際社会の責任」の問題—」について、最後に述べたい。選定委員会においては、満場一致で本論文が受賞作となったことを報告しておきたい。審査委員の中で国際政治学の専門家は二人であり、それ以外は多様な分野の専門家であったが、全員が本論文を受賞作として押したことからわかるように、この論文が広く社会の多様な読者に訴える力を持っていることは明らかである。

本論文は、冷戦後に多発したジェノサイドや民族浄化の経験から、国際社会がPKOや人道的介入というかたちでこのような悲劇を食い止めるための「責任」を負うという観念が生まれてきたことを指摘する。しかし、このような「国際的責任」が理念として語られる一方で、現場ではPKO指揮官が「責任を果たそうとしても、何が責任であるのかわからなくなる」というアポリアが生じている。著者は、「国際社会の責任」という考えのみでは不十分であり、現場にどう適用していくのかを検討することが課題」であると述べる。この指摘は、「理念と現実の乖離」の指摘という意味では、特に目新しいものではないともいえる。しかし、ルワンダジェノサイドにおけるPKO指揮官の具体的な行動と状況が叙述され、この問題のアクチュアリティは読者に迫るものになっている。著者の叙述から一例だけ挙げておこう。

「子供を背負った女性が、子供を背負った女性を殺そうとしているような虐殺の最中において、指揮官はどんな対応ができるのか？」

著者の認めるように、本論文において解決案が提出されているわけではない。そもそも解決できるのかという疑問を抱かざるを得ない問題である。そのことを十分にわかった上で、著者はこの問題に可能な限り冷静に、論理的に迫ろうと試みている。論文中で言及されるプロスペクト理論などが論証に必ずしも貢献しているとはいいがたいといった瑕疵はあるにせよ、本論文からは著者の「思い」が感じられ、読後に重い印象を残すのである。

選定委員会は、本賞を受賞作に選定するとともに、今後、著者にはこの問題をさらに深く掘り下げた研究を進めることを強く期待しているというメッセージを送りたい。■

最終候補論文（佳作）講評

恒木健太郎「前期的資本の理論とナチズム—「大塚史学」の思想構造」

昨今のバブル経済や投機的金融資本の暴走に見られる、グローバル化の下での経済倫理の確立が急務であることは言うまでもない。本論文は、生産過程から乖離した商業資本・高利貸資本などを前期的資本とし、それと対立する産業資本を軸とする近代的資本主義の形成を論じる経済史家大塚久雄を取り上げて、その思想構造を紹介する。ユダヤ人を前期的資本の代表格とみなす論理が、ナチズムの経済政策擁護論に陥っていったことを指摘し、さらに戦後啓蒙と関係づけて論じられている。それは、生産過程の優位性の思考が、人権破壊の側面を曖昧にしたとする。こうした大塚の思想構造を史学史としてではなく、経済倫理の観点から論じようとしたことは評価できる。しかし、多くの人にとっては既知のマルクス経済学説と大塚史学の紹介は冗長であり、むしろヴェーバーと大塚の接点と相違、およびとくに「おわりに」で指摘された問題を正面に据えて議論を展開することを、今後の課題と期待したい。

島村修平「内部告発者の倫理的ジレンマと「献身」の概念—内部告発者の有効な保護に向けた理論的考察—」

内部告発は応用倫理学において広く論じられている話題であり、主な論点は出そろっていると言っていいだろう。その中で本論文は「献身」の概念について告発者自身の立場を重視するという独自の視点からの貢献をしようとしており、その努力は評価できる。しかし結果としては既存の議論をあまり出ないところに留まっているのが残念である。また、「例外」と「疎外」の対比は内部告発の議論を深化させる論点として評価できるが、本論文ではあまり掘り下げられていない。著者の今後の研鑽に期待したい。

佐藤岳詩「功利主義的観点から見た認知的エンハンスメント」

本論文はスマートドラッグという新しい現象について選好功利主義という代表的な倫理学理論をあてはめて論じた論文である。スマートドラッグについて考慮に入れるべき論点が網羅的に非常に手際よくまとめられており、勉強になる。現実の状況に即して議論が進められており、具体性と理論性のバランスも取れている。しかし、手際がよすぎるために、著者の問題意識がどこにあるかがかえって見えにくくなり、論文として印象が残らない。著者にとってのなまなましい問題意識が感じられるような「手際の悪さ」を意識的にとりこんでいくことでよりインパクトのある論文となるのではないだろうか。

第3回社会倫理奨励賞受賞記念講演原稿

第三回社会倫理研究奨励賞の受賞にあたって—責任を軸に—

第3回社会倫理研究奨励賞受賞 大庭 弘継

1 はじめに

若輩の私にとって、このたびの社会倫理研究奨励賞の受賞は、まことに身に余る光栄であり、また今後の研究の大きな励みとなります。関係者の方々に厚く御礼申し上げます。

また今回受賞いたしましたテーマは、ここ社会倫理研究所でも研究課題として掲げておられる「保護する責任」という、まさに多くの実務家や研究者が取り組む現実の問題です。実務と研究という二つの世界で、「責任」の問題を考え続けてきた私にとって、やっと土俵に乗ることができたという実感があります。本稿ではこの研究に至った経緯、そして論文の概要、そして今後の研究の課題を、「責任」を軸に述べたいと思います。

2 受賞論文の背景

実務と研究に言及しましたが、私自身はもともと研究とは無縁の実務の人間でした。4年前までの約8年間、護衛艦の航海長などの艦艇勤務やシステム開発の技術者として海上自衛隊で勤務しておりました。今回の受賞は、アクチュアルな課題においては実務も研究もなく、課題は同じであるということを示せたのではないかと考えております。

さて私の研究の出発点は、先ほど言及しました自衛隊での8年間に起源があります。自衛隊での経験を通じて、「責任とは何か？」を考えるようになりました。ただし自分自身の経験を述べますと守秘義務に抵触する恐れがありますので、次のような事例で説明します。

1994年のルワンダのジェノサイドのあと大量の難民が隣国のザイールに流出しました。これに際して、日本も陸上自衛隊をゴマに派遣いたしました。その後、94年の11月に、ゴマで活動していた日本のNGOが、暴徒化した難民によって現地で車を強奪され、ライフルで武装した陸上自衛隊が救出に向かった事件が生じました。この事件は日本で、迷彩服に完全武装の自衛隊が出勤する写真とともに報道され、朝日新聞の「不透明領域に「出勤」。拡大懸念する声も。ゴマ自衛隊、NGO救出」などマスコミは若干批判的に報道いたしました。

実はこの事件は、現場の立場になって考えると示唆に富む事例であることがわかります。この事件の際、NGOは陸上自衛隊に救援を求めていたのですが、ここでもし仮に陸上自衛隊が「任務ではありません。」と断り、その結果NGOの人が殺されていたとしたら、新聞記事はどうなったでしょうか。「救援要請を拒否。ゴマ自衛隊、NGOを見殺し」となっていたかもしれません。しかし逆に、救出に向かった自衛隊が武器を使用し、その結果難民に危害が及んでいたとしたらどうだったでしょうか。「難民を虐殺。ゴマ自衛隊、海外で武力行使」となっていたかもしれません。

この事例では、幸いにNGOにも難民にも被害がなく、事なきを得ました。ですがこのゴマの事例には、責任という概念のきわめて深刻なアポリアが隠されています。それは、救出するという選択肢と救出しないという選択肢の、どちらを選んでも、責任を追及されてしまう不条理に陥る恐れがあったということです。

この責任の問題が私の研究の出発点であり、受賞論文もまた責任を論じたものです。

3 受賞論文の概要

さて私が今回受賞しました論文は、今述べました陸上自衛隊が派遣されるに至った原因、約80万人が殺されたとされる1994年のルワンダにおけるジェノサイドを背景にしたものです。といいましても今回の論稿はジェノサイドそのものを研究対象としたものではありません。ジェノサイドに居合わせた国連の部隊、当時展開していたUNAMIR（国連ルワンダ支援団）の各級指揮官が直面した責任の問題を取り扱いました。

ここで国連平和維持軍がジェノサイドに居合わせたと私は申し上げましたが、これを読んだ皆さんの中にはおそらく、国連軍にはジェノサイドに際して人々を救出するもしくは保護する責任がある、とお考えになるかもしれません。そういった思いが原動力となって提言されたのが、近年国際関係論の主要な論題の一つである「保護する責任」であるといえるでしょう。周知のとおり「保護する責任」は、従来行われていた論争、ジェノサイド

や民族浄化といった人道的危機に際して、介入する権利が優先されるべきか、それとも国家主権が優先されるべきかといった論争を止揚し、国家主権は国民を保護するという責任を満たした上で認められる権利であること、そしてこの責任を国家が果たせない場合、国際社会が国家に変わってジェノサイドや民族浄化に苦しむ人々を保護する責任を担うというコンセプトです。

しかし一見明瞭な「国際社会が苦しむ人々を保護する」という「保護する責任」は、現場では簡単には実践できません。UNAMIR 司令官であったダレールは述べます。

女性や子供がバラバラに切り刻まれるといった住民の虐殺がまさに進行中であり、それでも幾人かが生き残り、助けを求めて叫んでいるような村において、指揮官は何をするべきなのか？ 指揮官は、人口の三十パーセントがAIDSに冒されている国において、感染を防ぐための手袋やその他の装備がないにもかかわらず、部下の兵士に対し彼らを助けるよう命令することができるのか？ それ以上に、子供を背負った女性が、子供を背負った女性を殺そうとしているような虐殺の最中において、指揮官はどんな対応ができるのか？ 兵士は、銃を撃てるのか？ 誰に対して？¹

この状況において、どういった行動が保護するという言葉に値するのでしょうか。おそらく万人を納得させる解答などないのでしょうか。そう考えた私はこのような状況を責任のアポリアと名付けたうえで、責任の不一致、責任の不確定性、責任の転倒という三つの状況を例示しました。まず責任は、「国家への責任」、「国連への責任」、「住民への責任」と分裂し、引き裂かれる事態が生じます（責任の不一致）。次に助けるか助けないかといった基準は、明確な線引きが難しく、現場指揮官の「準拠点」に左右されることになり、外部の期待とは異なるものになるおそれがあります（責任の不確定性）。そして、いくら現場指揮官が「合理的に」判断・行為したとしても、悲劇的な結果が生じた場合、現場指揮官は遡及的に無責任とされるかもしれません（責任の転倒）。しかし同時に私は、受賞論文においてアポリアが存在することを指摘したのみであり、この解決法や対処法を示したわけではありません。

よってこのアポリアを出発点として、今後も「保護す

る責任」などのグローバルな責任という考え方が与えるインパクトを研究したいと考えています。まだ十分に練れておらず、アカデミックとはいえませんが、今後の研究の展望と課題を述べてみたいと思います。

4 今後の展望と課題

(1) 保護する責任が求める犠牲

人道的介入は、しばしば恣意的な介入と批判され続けてきました。「保護する責任」の提言後も、「大国の野心」だとか「文明と野蛮の図式」が隠れている、との批判を耳にします。

ですが同時に、「人道」や「平和」といった言葉は、誰にも反対できない強烈な大義名分です。特にルワンダやスレブレニツァでの失敗の記憶は、その後の国連平和維持活動（以下PKO）の規模や内容を拡大させつつあります。そして現在、コンゴ民主共和国（旧ザイール）などにおけるPKOが、武力を積極的に行使する強力なPKO（Robust PKO）と呼称されるようになったことは注視すべきです。この現象を指して、海自の同期が先日提出した修士論文では、強力なPKOを人道的介入の一形態、「同意に基づく人道的介入」と位置づけています。つまりPKOと人道的介入との境界は曖昧となり、現場においては武力の行使が積極化しつつあります。

当然その結果、まずは現場の兵士の生命が非常に危険にさらされることとなります。ウォルツァーはこの点を明確に指摘しています。

軍事行動には当然のように伴うリスク—血を流し、兵士を失うこと—を受け入れる覚悟がない限り、介入と平和維持活動はうまくいかないだろう。世界の大部分では、血の流れない介入や平和的な平和維持は語義矛盾である。もしそうした活動が可能であるなら、そもそもそれは必要とはならないだろう。²

同時に保護される人々の犠牲をも考えなくてははいけません。ウォルツァーが指摘する「血の流れない介入や平和的な平和維持は語義矛盾である」というのは、自国兵士にとどまらず、保護する対象である人々が流す血と犠牲も意味することになるでしょう。いわゆるコラテラル・ダメージ（民間人への付随被害）が必ず生じるでしょう。そして、この問題は常に介入の正統性を脅かすことにな

1 Romeo A Dallaire, "Command Experiences in Rwanda", *The Human in Command Exploring the Modern Military Experience*, (Kluwer Academic Pub, 2000), p. 39.

2 M・ウォルツァー『戦争を論ずる—正戦のモラル・リアリティ』風行社、2008年、p.111。

るでしょう。

「人々を保護するための戦争」という胡散臭い戦争が現実に存在しています。では、常にこの胡散臭い中で軍隊は何をなしえるのか、保護すべき対象を犠牲にしながら人々を保護するという矛盾する状況で何を決断できるのか、この解明が第一の課題です。

(2) 国家の権利から兵士の責任へ、そして責任という原理

保護する責任は、国家の権利から責任へのパラダイム・シフトであるとの評価があります。加えて私は、保護する責任は単に国家や国際社会に責任を負わせるのみではなく、現場の個々の兵士の責任の問題にまで踏み込んで書き換えるインパクトを持つと考えます。

なぜなら「たとえ彼らの主たるマンデートが停戦監視であったとしても、世界は、AU部隊がジェノサイドからダルフルの人々を救うだろうと信じている³」からです。もう少し露骨な例を用います。例えば、女性がレイプされているその数メートル後ろで青いヘルメットを被った国連軍の兵士が門の前に立ち眺めている…、こういった、ピューリッツァー賞のニュース速報写真部門に輝くような写真を目にしたら、皆さんはどうお感じになるでしょう。おそらく怒りを感じる、この兵士の責任を追及するでしょう。

しかしこの写真には写っていないけれども、数千人の武装した暴徒が待ち構えているかもしれない。そして兵士が立つ門の奥には、数万人の避難民が暴徒から逃れて避難しているかもしれない。兵士が仮に銃を放てば、これら避難民の命を危うくするかもしれない。この時、責任の問題は非常に難しくなってしまいます。

責任は追及されるのみならず、現場に責任の内容の選択を迫ることになります。スレブレニツァに対処した UNPROFOR のオランダ部隊もまた同じく選択に迫られました⁴。

1995年に生じたスレブレニツァの虐殺は、駐屯のオランダ部隊への猛烈な批判を引き起こしました。その結果、駐屯していた約430名のうち2002年には「10人に上るオランダ部隊兵士が自殺」し、「70%が軍を退役」したといわれます⁵。また指揮官のカレマンズ大佐（虐殺

時は中佐）は、事件から9年後の2004年に事実上の亡命に追い込まれました。⁶

「保護する責任」の提言を促した責任の流れは、以上のような、個人への帰責も引き起こします。果しえない責任が個人に負わされるという不条理を前にして、いったい責任とは何なのか、責任という言葉で人間は何を生みだしているのか、言い換えれば、責任という言葉で人間社会はどう駆動されているのか、これを解明することが第二の課題です。

(3) 責任倫理と無垢の終わり

漠然とした希望と結果が一致することなどめったになく、どこかで一部の希望を捨て去ることが必要になります。特に危機的な状況では、介入であれ人道支援であれ、救いうる生命と救えない生命との線引きが必ず生じます。感情的に受け入れ難くても、例えば経済学が資源の希少性を前提とするように、また政治学も財の「公正な」分配が主要な課題であるように、現場は線引きをしなくてはならない責任を担います。私は、責任を果たすということは誰かを犠牲にすることであると考えています。

そこで考えなくてはならないのが、責任倫理です。ウェーバーはかつて「この世のどんな倫理といえども次のような事実、すなわち「善い」目的を達成するには、まずたいは、道徳的にいかがわしい手段、少なくとも危険な手段を用いなければならず、悪い副作用の可能性や蓋然性まで覚悟してかからなければならない事実、を回避するわけには行かない⁷」と述べてますが、この主張をさらに深く考えなくてはならないと私は考えます。

なぜなら責任倫理がその名にふさわしいものであるためには、原因結果の因果関係の解明が不可欠であり、その解明には現実の事例の積み重ねも不可欠となります。つまり誰かが犠牲となって事例を示さなければ、次の犠牲を防ぐ手立てを見出しようもなく、「最小限の犠牲」で済ます決断もできなくなります。そしてこの犠牲になるのは常に現場です。それが政治家であれ、軍人であれ、NGOであれ、そしてジェノサイドや民族浄化の恐怖にさらされる人々であれ、目の前の現実に対処しなくてはならない人間だけが、犠牲となり、責任を果たし、新しい現実を生みだすことができると考えています。

汚れない、血が流れない、血を流さない、そんな「無

3 Victoria K. Holt, *The Responsibility To Protect : Considering the Operational Capacity for Civilian Protection*, Discussion Paper, The Henry L. Stimson Center, 2005, p. 40.

4 大庭弘継「スレブレニツァの虐殺」を巡る責任の相貌—安全地域を「守る」責任の誕生、実践、帰結」、『政治研究』第57号、九州大学政治研究会、2010年。

5 イギリスのインディペンデント紙より引用。http://www.independent.co.uk/news/world/europe/dutch-un-troops-haunted-by-the-shame-of-srebrenica-657774.html

6 オランダのニュースサイト expatica.com からの引用。http://www.expatica.com/nl/news/local_news/dutchbat-commander-flees-the-netherlands-6272_8159.html

7 マックス・ヴェーバー『職業としての政治』岩波書店、1980年、pp.90-91。

理 研 究 奨

受賞者プロフィール



垢な世界」を描くときは終わりを告げたのだ、このことを私は明らかにしたいと考えております。これが第三の課題です。

以上の課題の解明が、もはや現場で責任を果たしえない、外野の人間としての私の責任です。

最後に、お世話になった多くの方々に御礼申し上げます。その中で特にお世話になった若手研究者の方々だけ挙げることをお許しください。九州大学の千知岩正継先生、同じく北村厚先生、立命館大学の池田文佑先生、彼らのおかげで今の私があります。

そして常に支えてくれた妻の尚子へ。言葉にしつけないほどの感謝を。■



おおば ひろつぐ 大庭弘継

1975年生まれ 福岡県出身

大学中退後、1998年に海上自衛隊幹部候補生学校入校。システム研究開発や護衛艦航海長などの艦艇勤務の後、2006年に退官（1等海尉）。

2007年に九州大学比較社会文化学府博士課程編入学。2010年3月に単位取得退学。

研究領域

国際安全保障、人道的介入
国連平和維持活動

主要業績

「スレプレニツアの虐殺」を巡る責任の相貌—安全地域を「守る」責任の誕生、実践、帰結』『政治研究』第57号(2010年)
「グローバル秩序の挑戦／グローバル秩序への挑戦」松井康浩編『グローバル秩序という視点—規範・歴史・地域』法律文化社（2010年）

第4回応用倫理国際会議 in 北海道大学

鈴木 真

南山大学社会倫理研究所・元研究員
英国ケンブリッジ大学・客員研究員

2009年11月13日（金）から15日（日）にかけて、第四回応用倫理国際会議が北海道大学札幌キャンパスW棟で開かれた。この応用倫理国際会議（International Conference on Applied Ethics）は、2007年から通算四回目の開催となった。毎年定期的に開催されている応用倫理の研究発表会としては、日本で唯一である。2007年2月に開かれた第一回目を除き、毎年11月中旬に北海道で開催されている。報告者は第三回も発表して参加し、第四回も発表に応募して許可された。開催者側によると、2009年度は発表の応募が多く、発表要約を審査するのに手間がかかったらしい。若手研究者で優れた発表（になりそうなもの）をする人には、旅費の援助も開催者から出た。

開催者は、4年とも北海道大学大学院文学研究科応用倫理教育研究センター（Center for Applied Ethics and Philosophy (CAEP)）である。Conference Chairは新田孝彦・思想文化学専攻倫理学講座教授で、Program Chairは眞嶋俊造・応用倫理教育研究センター准教授であった。この他多くの北海道大学哲学・倫理学関係者がスタッフとして働いていた。応用倫理教育研究センターは、様々な学術活動を行い、日本の応用倫理学の研究の一つの中心となっている。センターに関しては、そのウェブページに最新の情報が掲載されている（<http://ethics.let.hokudai.ac.jp/ja/new.html>）。

参加者には、プログラムの最終版と、発表要約集（会場内外の見取り図つき）が渡された。昨年（第三回）は発表予稿集が渡されたが、本年（第四回）はそれはなかった。参加費は、食事会に参加しない限り0円だった。

発表1時間質疑20分の招待講演2つを含むシンポジウムが1、発表・質疑時間1時間の招待講演は9（そのうち一般公演が7つ、ジェンダー関係が2つ）、発表・質疑時間30分の一般発表は42あった。参加者は、豪、中、仏、印、伊、蘭、露、英、米、日、カナダ、フィンランド、香港、アイルランド、イスラエル、ポーランド、スロベニア、スウェーデン、スイスという19カ国・地域から来ていた。発表者のほぼ4分の3は海外から来ていた。また、開催者側のデータによると、総参加者108人のうちでも国内の参加者は60人とどまった。発表と

その後の質疑応答は英語で行われた。

前回同様、今回の会議の発表の主題は様々であった。そのため、一般発表は内容ごとに三つないし二つのセッションと部屋に分割されていた。セッションのリストは以下の通り。

「生命・医療倫理」（1・2）／「専門職倫理」／
「ジェンダー研究とその社会的実践」／「メディア・
情報倫理」／「企業倫理」／「社会システム・リ
スク理論」／「工学倫理」／「アジアからの思考」
／「国際・グローバル倫理」／「世代間倫理」／
「環境倫理」／「生と死」／「科学と技術」／「健
康と家族」／「メタ倫理」

このように色々花盛りであったが、本年の国際会議は日本生命倫理学会、科学技術社会論学会と日程が重なっていたためもあり、一部の分野の発表は少なくなってしまった。たとえば、昨年度は脳神経倫理やナノテクノロジーの倫理に関する発表がそれなりにあったのに、私を知る限り、本年はそれぞれ一つずつしかなかった。ジェンダー研究に関するセッションは、今年初めて導入された。

招待講演は、以下の通りだった。

Peter Schaber (Zurich) 「基礎なき人権？」
Seumas Miller (ANU) 「集団的責任と環境変化」
Ruth Chadwick (Cardiff) 「プライバシーにはどんな未来が？」
Audrey Bryan (University College Dublin) 「ジェンダーを-
解する：ジェンダー・メインストリーミング、ミレニアム
開発目標、男性らしさ：国際的開発におけるジェンダー間
平等を再考する」
Howard Adelman (York) 「Richard J. Goldstone とガザ：取調
べ行為に関する正義」
Raphael Cohen-Almagor (Hull) 「インターネットに関する
倫理、道徳的責任、社会的責任」
Kristin Shrader-Frechette (Notre Dame) 「環境活動家になると
いう正義基底的義務をたいていの人々がもつのはなぜか」
吉原真里 (Hawaii) 「個人的語りの政治と倫理：あるいは、

どうして私が『ドット・コム・ラヴァーズ』を書くにいたり、そしてそこから何を私が学んだか」

Michael Davis (Illinois Institute of Technology) 「エンジニアと持続可能性：巨視的、微視的、中間的倫理の間の捕らえにくい区別の検討」

Randall Curren (Rochester) 「専門職の教育における持続可能性」

Shui Chuen Lee (National Central) 「生命倫理と人間の条件：グローバル生命倫理の基礎づけに向かって」

Davis と Curren は、「社会の持続的発展と専門職の使命」というシンポジウムの一環として講演をしていた。Bryan と吉原は、初めて導入されたジェンダー研究というくくりで講演を依頼されており、彼らの講演は Chadwick と Shrader-Frechette の講演とそれぞれ時間が重複していたが、それ以外の招待講演はすべての参加者が聴講できるようになっていた。Chadwick は北海道に来ることができず、スカイプを通じて講演と質疑を行った（一回発表の途中で途切れたが、それ以外はスムーズに進んだ）。

上記の招待講演者は、応用倫理研究者なら少なくとも何人かは知っているはずの顔ぶれである。このうち Chadwick や Lee らは第三回にも講演していたが、今年は昨年よりも招待講演者の数が増え、また Shrader-Frechette のようなスターや、Center for Applied Philosophy and

Public Ethics のオーストラリア国立大学部門のディレクターである Miller や、難民・移民問題や大量虐殺問題に関連した著作で有名な Adelman が加わったということで豪華になった。上記のような顔ぶれの講演者を毎年日本にそろえることは困難なことであり、開催者の尽力には頭が下がった。

Shrader-Frechette の講演と、「持続的発展」シンポジウムは二大目玉企画で、それを目当てにしていた参加者もいたようだ。また、開催者は、一般発表とともに招待講演でもジェンダー研究に関するものを今年初めて導入したのだが、なかなか好評だったようである。報告者個人の感想としては、やはり Shrader-Frechette の発表が明晰でかつ心を打つものだった（哲学・倫理学の発表でこのような心理効果を持つものは珍しい）。彼女の発表の内容は、彼女の近著 *Taking Action, Saving Lives* (Oxford UP, 2007) を日本人が大勢の聴衆向けに調整したものだったようなので、興味のある方はこの本を読みたい（出版社には一般の人が読めるよう邦訳を出して欲しい）。

この国際会議の発表原稿のうち、執筆者が出版を望み、審査を通ったものは、応用倫理研究センターによって刊行される予定である。もし応用倫理学において今何が研究されているのか知りたい研究者は、この刊行物を読んでもみるのもよいだろう。■

学 界 報 告

World Wide Views in Japan 結果報告シンポジウム in アキバ

奥田 太郎

南山大学社会倫理研究所・准教授
第一種研究員

World Wide Views (以下、WWViews) という名の世界市民会議の試みが 2009 年 9 月 26 日に実施されていたことをご存知だろうか。参加者数は世界全体で約 4000 人、世界 38 カ国 45 会場で、「世界の市民が、同じ情報資料に基づき、同じ問いについて、同じ手法を用いて議論する試み」として、「COP15 (第 15 回気候変動枠組条約締約国会議) の交渉に当たる政府関係者に対して世界の市民の声を届けるため」に開催された。その日本での取り組みは、大阪大学コミュニケーションデザイン・センター (CSCD) と上智大学地球環境学研究所柳下研究室を中心に実行に移され、京都にて開催された。2010 年 3 月 6 日にその結果報告シンポジウム「気候変動問題を考える～市民の声は届くのか～」が東京秋葉原にて

行なわれた。シンポジウムは二部構成であり、第一部では、WWViews の市民参加者 3 名とグループファシリテータ 2 名によるパネルディスカッションが行なわれ、第二部では、国会、電力会社、環境研究所、NPO から 4 名、そこに小林傳司氏 (WWViews in JAPAN 実行委員長) が加わってパネルディスカッションが行なわれた。本稿では、シンポジウムの一参加者として私自身が興味深いと思ったポイントと感想を述べたい。なお、WWViews in JAPAN の活動内容等の詳細については、彼らのウェブサイト (<http://www-japan.net/>) を参照されたい。

1. 経緯説明と結果報告について

シンポジウム冒頭にて、実行委員長の小林氏が、WWViews の日本での取り組みの経緯説明と結果報告を

手短に行なった。ポイントを感想を交えて述べておこう。

(1) 当初 50 カ国が参加表明をしていたにも関わらず、リーマンショックの影響で資金調達がネックとなり最終的には 38 カ国に減少した、とのことだったが、これは、「民主主義の実験を提案されたときに、われわれは断れない構造に巻き込まれている」という小林氏の指摘を踏まえると、世界市民会議と銘打たれた無色透明にも見える試みが、実際には政治経済的な力学によって規定された枠組の中でしか進められない、という深刻なアポリアの現れとも考えられるだろう。

(2) 今回は、参加候補者から専門家や経験者を意図的に積極的に排除し、NGO/NPO 関係者もステイクホルダーとして排除の対象とした、という点が興味深かった。「普通の人をバランスよく集める」というのが世界的な基本方針であり、日本では比較的首尾よくそれを実現できたようである。すると、「普通の市民」とは誰だったのかという問題が、政治的代表性の問題とともに問われることになる。小林氏は、濃淡のある「市民性」というコンセプトを示し、今回は濃い「市民性」を発揮する人を排除してみた、と述べ、さらに、議員とは別の新しい政治的代表性を発揮する場はありうるかという問題提起も行っていた。

(3) WWViews の提言は結局政策決定に反映されなかったのだが、それは、与えられた設問が、政策決定の専門家が取り組むものとはほぼ同じだったことにも起因しているはずだ、という指摘も興味深かった。市民が政策決定に関わる際には、設問それ自体にも関わらなければ実質的な効果がない(ガス抜きに終わる)ということであろう。

(4) こうした取り組みにおいては、制度として、専門家動員能力があることが重要になってくるが、大半の日本の組織には備わっておらず、今回、上智大学、大阪大学、北海道大学にそれに相当するものがあったのは偶然にすぎない、と指摘があった。人材を育て活かすための仕組み作りの貧困という日本の状況が指摘されて久しいが、WWViews の試みが一種の「黒船」となって、「お上」とは別のルートから適切な仕組みが立ち上がってくることに期待せざるをえない。

2. パネルディスカッション 1

「参加者はWWViewsをどう感じたのか？」

まず、第一部のパネルディスカッションとして、実際に WWViews in JAPAN の討議に参加した「普通の市民」の人びと（以下、市民参加者）3名がそれぞれに感想を述べ、その後、グループファシリテータを務めた2名の専門家がファシリテーションに際して感じたことを語り、それを題材に議論が深められていった。そこでのやりと

りを聴きながら印象に残ったことを述べておこう。

(1) 市民参加者の発言で印象に残ったのは、ファシリテータが各テーブル毎の意見を取り纏め、参加者の意見表明を支援する効果が討議進行上大きかったということ、他方で、時間の制約等により、議論が尽くされなかった、という不満が参加者に共有されていたということであった。市民参加者の発言を聴きながら、個人的には、各テーブル毎の意見の擦り合わせの中での小さなポリティックスについてどの程度の自覚が市民参加者に芽生えていたのか、また、顔見知りの間柄での議論と見知らぬ者同士の間での議論との違いについてどのような知見を得たか、などを問うてみたかった。

(2) 市民参加者が招待を承諾した理由として挙げられていたのが、「京都に行けることの魅力」であったのは印象的であった。催されるイベントの中身の意義もさることながら、どこで開催するのかということが加味する魅力の大きさを軽視すべきではない。また、「何も知らなくていい」という条件が面白かったから、という理由も挙っていた。今回の市民参加者は、確かに、何も知らないが関心がないわけではない誠実な人びと（私の言葉で言えば、「思慮ある傍観者 (sensible spectator)」）であったのだと思われる。

(3) ファシリテータのコメントでは、経験に根ざしたリアリティの違いをどのように接続して共通する問題に向かわせるか、たとえば、気候変動の問題と日常生活の接点をいかにみいだすか、が難しい、と述べられていた。このギャップは、実は専門家もまた一人の人間として共有している問題のはずだが、そういう視点で問われることは少ないように思われる。

(4) ファシリテータの中立性をめぐるコメントも興味深かった。中立性を保とうとするファシリテータが、もっと教えてくれと市民参加者から請われてしまうこと、事後アンケートにおいて「もっと介入してほしい」という意見が多かったこと、そして、無色透明を装うファシリテータに対して市民参加者が「先生は何の専門家ですか？ (=お前は何者か?)」とたずねるので身元を明かさざるを得なかったこと、などが印象に残った。討議の輪に入る以上、自分がいかなる人物であるかを晒しあうことも時に必要とされ、ファシリテータも例外ではない、というのが面白い。おそらく、ファシリテータも、市民参加者によってファシリテートされているのだろう。

3. パネルディスカッション 2

「市民の声は、政策形成の場に届くのか」

第二部のパネルディスカッションでは、(1)COP15を

どうみるか？、(2)WWViewsの結果、とりわけ日本のまとめた意見をどう評価するか？、(3)WWViewsの意見がCOP15に届いたかどうかを踏まえた上で、COPなどの政治の場に対して市民会議のようなものはどのような意味をもちうるか？、という三つの論点について識者たちからコメントがあった。印象に残ったものを挙げておこう。

(1)については、どの識者も、最小限度の肯定的評価を述べた。たとえば、大きな外枠が確認され新たな方向性が示されたことは評価できるし、2度という数字が入ったことには、その数値の妥当性について議論の余地があるとはいえ、具体的な削減のアクションを惹起するという意味で、一定の意義がある、とされた。

(2)については、科学者からは、事前配布資料の情報の不十分さ、ビデオ資料の情緒性などに問題があり、気候変動に関する科学的情報の適切な整理と理解の難しさを感じた、と述べられ、NPO関係者からも、日本での必要な情報提供の少なさが指摘された。国会議員からは、世界の市民の継続的な比較研究を求めるコメントも出された。小林氏からは、市民参加者の集め方は各国バラバラで、真面目にやっていたところは実は少なく、金銭的問題から全体のバランスとしてはグリーンが強くなっているの、単純に今回の結果から日本の反省点を導くことは危険である、と慎重な意見が出された。

(3)については、小林氏から、今回の提言は政策形成には反映されず、議員側からは「交渉に忙しすぎて中身を読んでいる時間がない」というコメントが寄せられた、ということが報告された。国会議員からは、国と国との交渉の本番に入る前の段階でWWViewsのようなものを入れることは可能であり意味がある、と述べられた。NPO関係者からは、市民の政策評価力の訓練に果たすNGO/NPOの役割の大きさが指摘された。科学者からは、科学者の側で本当に聞きたいところを数点ピックアップして市民に聴き、それを政策決定に活かすという形もありうるのではないかと提案があった。また、小林氏が、世界共通の方法でやることの制約を反省して、今後、国内向けのものを自前で開発する可能性を示唆し、単純なフォロワーにならないために開発段階から関わっていく姿勢が今後不可欠である、と述べた。

他には、司会の柳下正治氏の「ステイクホルダーではない普通の市民」という言い方が興味深いと思った。環境問題がもたらす帰結については誰もがステイクホルダーであるはずだが、環境問題を論じること自体に利害を見いだすステイクホルダーという意味では、「よくわかっていない

普通の市民」はそれに該当しない、ということなのだろう。環境問題のステイクホルダーではなく、環境問題を論じることのステイクホルダーという捉え方である。

4. 全体討議について

その後、パネリスト相互、およびフロアを交えた全体討議が行なわれた。市民参加者からは、配布資料に関して、40頁の縮約バージョンですら仕事後に読むのはつらかった、という感想が漏れ、「適切な理解のためには40頁では少なすぎる」と言われると、自分はまだ知っているとはいえないと感じてしまう、という声が出ていた。こうした発言は、問題について知っているとはいかなることか、という根本的な問いかけがむき出しの形で投げかけられているようで興味深かった。また、テクノロジーアセスメント機関をもたない日本は、既存のネットワークに入って恒常的な情報交換を目指すべきであるという意見や、決定したことの責任を負うという市民の覚悟も必要だという意見も出された。なかでも小林氏が、「せろん」(public sentiment)と「よろん」(public opinion)を分けて扱う必要があり、public opinionを形成する場の設定が必要である、と述べ、そこから出て来た結果がどのように活かされるかを政府側で明確にすべきである、と提言していたことが印象に残った。

5. 雑感

このシンポジウムは、WWViewsの取り組みを反省するためのものであった点、かつ、主催者側だけでなく参加者側からもパネリストを出していた点で斬新であり、今後の展開を期待させるものであった。最後に、WWViewsの今後のあり方について抱いた疑問点を二点述べておく。

(1)WWViews型の市民討議は、どのような種類のトピックについて適切に機能するのか、を考える必要があるだろう。たとえば、中絶や臓器移植などの、明確な当事者が存在するような案件について、「ステイクホルダーではない普通の市民」の討議がもつ意義はどこにあるのか、真面目に検討しておく必要があろう。

(2)今回参加表明すらしていない(できなかった?)アフリカ、南米、アジアの国々のことを真剣に考慮しないのであれば、おそらく根本的な問題解決にはつながらないであろう。なぜなら、気候変動の影響を大きく受けるのはそうした国々であるのに、そもそも会議の場に参加することすらできていないからである。仮に、市民連帯から、帝国主義時代以降の負の遺産を清算していく端緒をみつめる必要があるならば、そうした国々の人々をどのようにエンカレッジしていくべきかをまず考えなければならないだろう。■

活動報告

2009年度懇話会・研究会報告

第一回懇話会

2009年7月18日(土)

南山大学名古屋キャンパスJ棟1階特別合同研究室

桑子敏雄先生(東京工業大学)

「地域共同管理空間(ローカル・コモンズ)の維持管理と再生のための社会的合意形成について」

*詳細は、「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクト活動報告(18頁)をご参照下さい。

第二回懇話会

2010年3月27日(土)

南山大学名古屋キャンパスJ棟1階特別合同研究室

2001年に報告書が提出された「保護する責任」は、武力紛争下におかれる文民の保護はもとより、自然災害における住民の保護にも重点を置いた幅広い概念です。言い換えれば、単に「戦争と平和」の問題だけではなく、社会的弱者全体を視野に入れて議論しようとしているのです。そこで今回の懇話会では、「保護する責任」と安全保障を統一テーマとして、講師に早稲田大学国際学術院アジア太平洋研究科教授の勝間靖先生、ならびに、同大学アジア太平洋研究センター助教の本多美樹先生をお招きしてご講演いただきました。

第1報告

勝間 靖先生(早稲田大学)

「武力紛争下にある子どもを保護する責任」

—人道・人権と安全保障の交差—

勝間先生はまず、先進国において人権が国内問題としてのみ捉えられてしまいがちであるため、途上国における人権問題は国際政治の関心事とはなりにくかったが、1948年の『世界人権宣言』以降、人権の国際的保障の動きが強まってきた、という状況を踏まえ、それでもなお、子どもや女性が依然として周縁に置かれてきた、と述べました。しかし、1989年の『児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)』の採択以降の動きによって、子どもに関する発想転換が促されてきた、と勝間先生は指摘しま

す。つまり、子どもを、親による「保護の客体」としてではなく、自らを守る「権利の主体」へと捉え直すことになったというわけです。



この『子どもの権利条約』は、米国とソマリアを除く多くの国々によって批准されていますが、実際には、履行義務を負う国でも武力紛争のために子どもたちが暴力や搾取に対して脆弱な状況に置かれることがあります。また、子どもの体重で爆発し命を奪わない程度の破壊力をもたせた対人地雷、クラスター爆弾の犠牲者の3分の1は子どもであること、子ども兵士の増加など、途上国における政府の破綻と国内紛争が子どもを周縁に迫りやる一要因となっている事実が指摘されました。

そうした中、元子ども兵士のイシメール・ベアのように、自身の体験を綴った書物を出版し、世界に対して子ども兵士の問題とその深刻さを知らしめた事例もあり、勝間先生は、ベアを嚆矢とする被害の当事者が、単に犠牲者としてではなく、新たな国際政治の行為主体となりうる可能性をみだしています。実際、元子ども兵士らによる証言は、1996年の『武力紛争が子どもに与える影響』報告書の作成に大きな影響を与えました。その後、1997年の『ケープタウン原則』、18歳未満の子どもの徴兵を「最悪の形態の児童労働」と分類した国際労働機関(ILO)のILO条約182号、1999年の『子どもの権利と福祉に関するアフリカ憲章』、2000年の『武力紛争への子どもの関与に関する子どもの権利条約の選択議定書』、さらに、2007年の『パリ条約』と『パリ原則』など、

さまざまな取り組みが続いており、ベアのような当事者が、国際会議などで自らの体験を語り、現場のリアリティを伝える語り部として、重要な役割を果たしている、と勝間先生は述べました。

また、近年、武力紛争下の子どもの問題は、安全保障の問題としても議論されるようになってきており、国連の平和維持活動においても「子どもの保護アドバイザー」が配置されるようになりました。さらに、子どもに対する戦争犯罪の実行者を処罰する常設の国際刑事裁判所が2003年から活動を開始し、重要な判例を提供している、とも述べられました。こうした活動によって、15歳未満の子どもを徴兵したり、直接的な敵対行為に参加させる者が戦争犯罪者として裁かれるようになり、国際人権としては、強制執行できないという限界がありつつも、安全保障や国際刑事裁判として義務の履行を迫る道が拓かれてきている、と勝間先生は一連の動きを評価します。

とはいえ、子どもが徴兵される要因は、軍隊や武装集団の非人道的な徴兵行為に限られず、貧困や社会的排除ゆえに他の選択肢がないという子どもを取り巻く環境もその一つであり、これについては、「人間の安全保障」の観点が重要な役割を果たす、と勝間先生は指摘します。勝間先生によれば、子ども兵士として直面する恐怖からの自由を目指す「保護」の戦略に加えて、徴兵に応じずに済ませるための、貧困＝欠乏からの自由を目指す「エンパワーメント」の戦略を含む「人間の安全保障」アプローチの包括性は、人権と開発の両面から、武力紛争下の子どもの権利に対する国際的な取り組みを推進させよう、というわけです。そうした取り組みに向けて、基礎的な社会サービスの提供を可能にする「開発」の重要性を訴えて、講演が締めくくられました。(文責 | 奥田太郎)

第2報告

本多美樹先生 (早稲田大学)

「アジアにおける自然災害と人道支援

一人間の安全保障の観点から一」

本多先生はまず、アジア地域にはもともと自然災害が多く、近年は経済発展による人口密度の増加とインフラの不備、過度の開発による自然破壊などと複合的に災害規模を拡大させている、と指摘します。そのような状況において最近では、災害対策を国内問題としてではなく地域問題として捉え、災害と「人間の安全保障」とを結びつけて考えるようになってきている、と本多先生は言います。「人間の安全保障」とは、人間一人ひとりに注目し、

個人の生存や生活、尊厳を脅威から守り (=保護)、社会基盤を安定させていこう (=能力強化 (エンパワーメント)) という考え方である、と説明されました。そうした観点から自然災害を考えると、サイクロン・ナルギスに際するミャンマー政権と国際社会のやりとりは、自然災害(天災)が人災になってしまった事例のひとつとして、多くの示唆を与えてくれる、と本多先生は考えます。

そこで、サイクロン・ナルギスの発生経緯と被害状況について手短な説明がありました。サイクロン・ナルギスは、2008年5月2日から3日にかけてミャンマー南部イラワジ川のデルタ地帯を中心に発生し、大規模な被害をもたらしました。被害拡大の要因としては、サイクロンの進路が北東貿易風の影響で通常とは異なる東向きのものであったこと、緩衝地帯のマングローブが風雨により破壊され、それによる新たな被害が発生したこと、政府関係機関から危険情報が適切に知らされなかったこと、貧民層の家屋が木造の簡易住宅だったこと、そして、さまざまな政治的要因によって援助活動が大幅に遅れたこと、などが挙げられます。本多先生はなかでも、最後の要因、すなわち、災害が政治化してしまったために救助活動が遅れ被害が拡大した問題に注目し、詳細に論じました。

通常、ミャンマー軍事政権は支援団体の活動を厳しく制限していますが、今回の被害は甚大であったため、国際社会からの支援を歓迎すると発表していたそうです。それを受けて、米国や豪州を中心とする国際社会からの支援申し出がありましたが、配給活動を軍事政権ではなく国連が行なうことの要求、効果的な支援活動のための援助団体と被災地への配給路の調査の申し出に対して、軍事政権側が態度を硬化させてしまった、というのです。本多先生によれば、軍事政権は緊急援助物資を差し押さえ、そのせいで、一週間近くにわたり物資が届かず、現



地の協力もなく、ジザもなかなか発行されない、という事態に陥ったのです。また、海外メディアや捜索隊が国外退去処分を受けてしまい、国際社会の注目をうまく集められないという結果となりました。

こうした軍事政権の対応の要因について、本多先生は、日頃から軍事政権による人権侵害や圧政が国際社会によって非難されており、軍事政権が国際社会に対して根強い不信感をもっていたこと、国連に頼らずとも軍事政権が単独で自らの主権を適切に行使できていることをアピールしたかったこと、被害から八日後に新憲法の是非を問う国民投票が控えていたこと、などを挙げました。また、こうした軍事政権の対応に対して、米国、英国、フランス、豪州は、たとえ承認がなくとも国際社会は「保護する責任」を全うすべきである、と主張した、と本多先生は指摘します。とりわけ、フランス外相のクシュネルは、「保護する責任」の援用・発動を安保理に提案しました。それに対して、中国、ロシア、インドネシア、ベトナム、南アフリカ、インドなどが反発し、自然災害という事態を政治化すべきではない、と牽制しました。死者が77,000人に達する中、国際社会は一枚岩でなくなり事態が複雑化していたのです。そこで、タイやシンガポールが仲介役を果たし、ASEANを介した支援が可能になり、依然として多くの閉め出しがありながらも、物資の受け入れが改善され配給が開始されます。2年後の現在、国連、ASEAN、ミャンマー政権によるナルギス後復興準備計画事業が進められ復興に向けて動いているとのこと。とはいえ、ミャンマーは、天然ガス輸出などによってそこそこの資金力があるのに、復興事業ではなく別のインフラ事業に投資していたり、独自の判断で被災地へ物資を運び込んで不当に逮捕された人びとがたくさんいる、というのが現状である、と本多先生は指摘します。

ナルギスの事例は、もともと自然災害であったサイクロンが人災になった事例ですが、その際、問題を政治化させた一要因が、米英仏豪による「保護する責任」の提起であった点に、本多先生は注目します。本多先生によれば、「人間の安全保障」はボトムアップの概念であるのに対して、「保護する責任」はトップダウンの概念である、と整理できます。国際的に見れば、包括的な「人間の安全保障」という概念のもとに「保護する責任」も含まれる、という理解が一般的ですが、日本では、「保護する責任」を生じさせる四つの罪（ジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化、人道に対する罪）が基本的に紛争地域で起こりや

すいがゆえに、敬遠されているのではないかと本多先生は分析します。また、今回のケースは、「四つの罪」に含まれない自然災害に対して「保護する責任」概念がもちだされた最初のケースとして重要な問題提起をしたのではないかと述べられました。結果的に、国連としては、武力介入を示唆する「保護する責任」は慎重に進め、「四つの罪」の制約は守られるべきであり、災害等にはより広い「人間の安全保障」の視点から国連機関、NGO、地域機構、企業などが連携して取り組んで行くべきだ、という方針になっているようです。

最後に、今回の教訓として、日頃の相互の信頼関係構築が災害時に力を発揮するということを踏まえ、アジア地域での災害対応ノウハウの共有や合同災害援助演習など、日々の協力の積み重ねが最も大切であり、地域内の多国間連携を基礎とした国際連携が有効である、と述べられ、講演が締めくくられました。(文責 | 奥田太郎)

第一回研究会

2009年7月11日(土)

南山大学名古屋キャンパス本部棟3階第三会議室A・B

丸山雅夫先生(南山大学大学院法務研究科)

「われわれは裁判員裁判にどのように対処できるか」

丸山先生はまず、背景にある問題として、裁判員裁判における宗教関係者の対応を考えることを挙げ、そのための予備段階として、裁判員裁判の全体像を説明し今後の継続的な議論の叩き台とする、という今回の狙いを提示しました。そして、いくつかの基本的な確認事項が説明されました。

わが国の裁判員裁判は、犯罪の種類によって対象が決まってくることから、対象事件の被告人にとっては回避できないものとして構成されていますが、他方、裁判員裁判との類似性を有するアメリカの陪審裁判は一般に、陪審裁判を受けるのは被告人の権利として構成されています。その意味で、わが国の裁判員裁判は、被告人側からすると選択の余地がない制度だということになります。また、裁判員裁判が行われるのは、第1審の裁判所、すなわち地方裁判所に限られており、裁判員裁判を行う支部がどのような基準で選ばれているのかは必ずしも論理的には明確ではない、と述べられました。

さらに丸山先生によれば、裁判員裁判の目玉のひとつは、審理期間を短くしようということにあり、4日間程度という期間は、市民が日常生活をしながら裁判に参加しなければならないことを考えれば妥当のものだと思

われます。ただし、公判手続を集中的にこなすためには、公判より前の段階で事前に多くのことを整理しておく必要が出てくる、とも指摘されました。

実施直前になってさまざまな反応があるとはいえ、制度は5月21日からすでに実施に移されているため、ただちに「後戻り」できる状況にないことが明らかなので、現時点では、制度そのものの是非の議論を続けながらも、個人として制度にどう対処していくかということを考える方が有益だろう、と述べられました。

続いて、裁判員裁判制度の基本構造について、公判前整理手続は、弁護士、検察官、裁判官という、法律専門家としての三者によって行われること、裁判員制度では、原則として事実認定手続だけに市民が関与するアメリカ型の陪審制度とは大きく異なり、「事実認定」「法令適用」「量刑」すべての場面において市民感覚の発揮が期待されていること、多数決を前提として裁判官の優越を例外的に認める裁判員裁判では、結論を出せない形の評決不能という事態は心配しなくてもよいこと、法令の解釈と訴訟手続については、裁判官の判断が事実上の拘束力を持つことになること、被告人の権利として構成される陪審裁判制度とは異なり、裁判員制度ではある種の法廷戦略が介入する余地がまったくないこと、等が説明されました。

さらに具体的に、(1) 裁判員の選任のあり方、(2) 裁判員に期待される役割、(3) 裁判員の守秘義務と保護についてそれぞれ説明があり、考える問題点が提示されました。(1) の裁判員の選任手続きについては、裁判員の選任に際して思想・信条・良心・信仰が裁判員を拒否する理由になりうるか、という問題が指摘されました。丸山先生は、裁判官に対して自己の思想・信条等を明示的に述べることによって、あくまでも個別的・具体的な判断の結果として、選任対象から除外される可能性は、一概に否定できないだろう、と述べます。たとえば、現実的な問題として、過料さえ覚悟すれば、裁判員の選任を逃れることは可能であり、「良心にもとづく兵役拒否」のように、「良心的な理由にもとづく裁判員への就職拒否」は現実的には可能であろう、と予測されます。カトリックの

司教団が、司祭に対して、過料を払ってでも裁判員裁判に関与しない方がいいとの助言をしています。こうした対応がひとつの回答でありうることが指摘されました。

(2) の裁判員の役割については、「無罪推定原則」、「疑わしきは被告人の利益に」、量刑に関わる問題点が述べられました。「無罪推定原則」について丸山先生は、一般市民には「起訴されているのだから有罪だろう」といった有罪推定的な感覚があるように思われるので、裁判所がこの原則を分かりやすく説示することが非常に重要になる、と指摘します。被告人を起訴するかどうかを検察官の裁量に委ねる起訴裁量主義ゆえに「検察官が起訴した以上は有罪になるはずだ」という事実上の有罪推定的な感覚が社会内に醸成され、それが裁判員裁判の事実認定に影響を与えるのではないかと、という懸念も示されました。また、量刑については市民感覚への期待が最も大きく、



裁判員裁判になれば、一般に、従来よりも量刑が重くなるのが予測されているが、一定の制度的縛りはある、とのことです。丸山先生は、最も困難な問題が生じる場面として、極端な量刑が予想されるような場合を採り上げます。たとえば、死刑が視野に入る場合に、死刑存廃論の両極の極端な論者が関わることの問題点

です。制度を適切に運用するためには、極端な人物を裁判員に選任しないことが望ましいが、この不選任は確実ではないので、裁判員裁判制度では、多数決による評決を採用することで問題を解消しようとした、と考えられます。これについて、死刑について多数決でよいかという問題が立法論上の重大な問題として残されているが、他方で、全員一致路線をとれば問題はさらに厄介になる、と丸山先生は指摘します。また、死刑の回避は重要な論点ではあるが、裁判員裁判の問題としてではなく、死刑制度そのものの問題として議論すべきである、と述べられました。

(3) については、評議と評決に関して重要なのは、裁判員・補充裁判員の守秘義務であり、処罰の対象となる守秘義務は、「評議の秘密」と「評議以外で職務上知った秘密」である、と説明されました。また、裁判員が耳聞した事実であっても、証人尋問の内容や判決の内容などは、

傍聴に行けば当然に知り得る内容のものであるがゆえに、守秘義務の対象から除かれています。しかし、あまりに厳しい守秘義務を課せば、裁判員裁判を制度として検証する際に、検証対象として最も重要となる評議の内容と評決について外からは何も知りえないことになりかねない、という問題があります。さらに丸山先生は、裁判員は公判段階からしか参加しないので、公判前整理手続は、裁判官、検察官、弁護人の三者で行われることになるが、多くの事柄を処理しなければならない公判前整理手続については、事実上、検証の手がかりが存在しないことになり、裁判員裁判の検証という点では、大きな問題が将来に残されていると言わざるをえない、と述べました。

最後に、裁判員裁判制度の将来について丸山先生の展望が示されました。基本的な状況認識として、事態はすでに後戻りできない状況にあるので、徐々に定着することを目指して運用していくことこそが前提でなければならず、当面は、被告人の権利をどのように保護するかを考えながら、上手に運用していくしかないだろう、と述べられます。たとえば、裁判官を書面で説得すればよかった以前とは異なり、裁判員裁判では、素人である裁判員を説得するために、検察官と弁護士はともにプレゼンテーション能力を向上させる取り組みを行っており、そこでは、魅力的なプレゼンテーションを準備するための時間面、人材面での制約が関わってきます。確かに裁判員裁判制度は高尚な理念のもとに設計されていますが、現実的には、このような形で運用の在り方が決定される可能性を内在させたものだとすることに注意を払う必要があるわけです。裁判員裁判制度をきちんと定着させるためには、法曹三者（裁判所、検察官、弁護士）の間での連携を確実なものとしたうえで、きちんとした市民の監視のもとで、地道な努力を続けていくしかない、と述べられ、講演が締めくくられました。（文責 | 奥田太郎）

第二回研究会

2010年1月30日（土）

南山大学名古屋キャンパス A 棟 5 階 A51 教室

大井由紀先生（南山大学外国語学部英米学科）

「主権・セキュリティ・人種—排斥を正当化する論理と対抗的公共圏の限界—」

大井先生はまず、民主主義国家において特定の集団の排斥・追放はどのように正当化されていくのかについて、19世紀の在米中国系移民の事例を通して考える、という今回の講演の趣旨を述べた後、問題の所在に関する基本

事項を確認しました。

第一の問題は、米国の移民政策が中国系移民への対応を通してつくられていき、一方で多様性が称揚されながら他方で特定のエスニック集団が排斥されていた、という認識のもとに、そうした移民政策の中で中国系移民自身がどのように社会運動を立ち上げ、どのように挫折していったのかを国民国家形成という観点から明らかにする、ということです。

第二の問題は、9.11 以後のアメリカの状況（国境線管理の強化、国内での市民／非市民の管理・監視の強化など、移民政策が国家のセキュリティ問題として実行されている状況）が歴史的に見て特異なのか、ということです。大井先生は、米国における移民の "securitization"（「国への脅威」として特定の移民が構成され、そうした移民を排斥・追放することで国のセキュリティを確保・維持できなければ主権国家ではない、という言説）が生じた、つまり、特定の人種、セキュリティ、主権の三者が結びついたのは、19世紀の中国系移民の排斥と追放の時点にあるのではないかと問題提起をしました。

続いて、問題の背景が説明されました。大井先生によれば、1882年以降、中国系移民を排斥する法律が次々と成立しますが、中国系の移民が排斥の対象となった理由として、労働問題と人種主義があった、というのが先行研究によって明らかにされています。労働については、中国系移民が長時間・低賃金労働者として白人から職を奪っている、と問題視される傾向があり、人種主義については、帰国率が高く、阿片やギャンブルに依存して自己統治力を欠き公共道徳に悪影響を及ぼしていると思われる中国系移民は、「異質な他者」としてみられていた、ということです。そうした異質なものを構成し排斥する流れの一方で、20世紀に入ると、「異質さ」を「多様性」へと読み替え、それを米国の活力とする、という



流れも現れており、それに伴って、「異質さ」を娯楽・消費の対象とする脱政治化の現象が顕在化してきます。たとえば、チャイナタウンはエキゾチックな娯楽の場としてガイドツアーが行なわれ、ガイドブックが発行されていたそうです。

大井先生は、こうした背景を踏まえて、多様性が米国社会で維持され認められいく一方で、特定の人種、すなわち中国系移民の排斥が正当化されていた論理を問います。そのためには、1892年に成立したゲーリー法（「合衆国への中国系の入国を禁止する法」）に注目する必要があります。と大井先生は指摘します。というのも、ゲーリー法は、1882年の排斥法とは異なり、その法制化に対する中国系移民による抵抗運動を引き起こしたからです。従来から移民の斡旋、職や住居の斡旋を行なうなど、中国系移民社会を統括していた中華公所という相互扶助組織などを中心として、ゲーリー法に対する異議申し立て（居住証明書の申請拒否）が行なわれたそうです。大井先生は、この抵抗運動を「対抗的公共圏」と捉え、分析します。中華公所は、ゲーリー法違反による逮捕者を故意に出して、最高裁判所でその合憲性を問う、という戦略を展開しました。実際、最高裁判所でゲーリー法の合憲性が争われました。合憲派の見解は、すべての外国人を排斥・追放する権利は主権独立国家の譲渡不可能な権利であり、国家の安全・独立・福利にとって本質的だ、というものでした。これに対して、違憲派の見解は、主権とは米国では人民のみに付与され、人民によって一定の権限が連邦政府や州政府に委任されているにすぎず、連邦政府は、独立維持の権限をもって領土内の人民を恣意的に扱うことは認められていない、というものでした。結果的に、5対3で合憲の判決が下されました。大井先生によれば、ゲーリー法をめぐるこうした裁判や反対運動を通じて、中国系移民を排斥・選別することが正当化されていく中で、米国における「主権」が定義され構成されていった、ということになります。そして、そうしたセキュリティと主権との結びつきが固定化されることで、19世紀米国の対抗的公共圏は挫折していった、と述べられました。

大井先生は最後に、次の四点を指摘しました。(1) 中国系移民という「異質な他者」を構成することで、「国民」の境界線と連邦の「主権」が構成されていったのだが、その動きは、世界旅行やガイドブックなどを通じて世界への想像力が拡張されていく流れと同時並行に生じていた、ということ。(2) 国内における移民の管理と追放のプロトタ

イプが成立し、中国系移民以外の者たち（たとえば日系）に対してもそれが適用されるようになった、ということ。(3) 移民を、社会の矛盾や非連続性が反映される「分析的境界領域」にある集団であると捉えることで、同化・統合という視点とは異なる社会の分析が可能になるだろう、ということ。(4) 対抗的公共圏を挫折させないためには、一方で、主権・セキュリティの論理の克服が、他方で、脱政治化を通じた「異質性」の消費への抵抗が求められる、ということ。大井先生は(4)について、「セキュリティへの脅威」が構成されることで惹起されるコンフリクトがあることをより深く理解することが重要であろう、と示唆され、講演が締めくくられました。（文責 | 奥田太郎）



活動報告

「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクト活動報告

社会倫理研究所は「ガバナンスと環境問題」というタイトルで新しい研究プロジェクトを開始している。2008年9月にはこの関連のプレ・シンポジウムを開催し、そのときの講演は『社会と倫理』第23号の特集として発表されたが、研究プロジェクトの本格的な開始は2009年度である。

プロジェクトの背景にある問題意識

この研究プロジェクトは、人間社会が深刻な環境危機に直面しているのに、それに対応する適切な対策が得られていないという現実を受けて、対策の阻害要因は数多くあると認識しながらも、対策を立てるための決定プロセスが本当に問題の性質に適合しているかどうかと問いかけるものである。そこには、問題自体がどのように捉えられているか、対策がどのように決定され、どのように実施されるかのすべての段階が含まれるのである。

1. 環境危機への対応の経緯

環境問題に関する認識は遡ればかなり前からあり、2世紀のローマ帝国でも認識されていた。とはいえ、現在の認識と取り組みは、1950年代の水俣病事件などの汚染事件、DDTにより汚染の問題を指摘したレイチェル・カーソン著『沈黙の春』の出版（1962年）、そして特に1960年代の大都市における公害問題の浮上が発端である。これらは汚染問題である。産業革命以降の科学技術、産業活動、そして経済活動の発展により、本来生態系になかった物質が開発され、生態系に導入されたか、或いはもともと自然界にあった物質が適切な度合いを越して生態系に導入されたため、生態系にも人間の身体にも害が与えられるようになったのである。それに対する対応策としては、問題となる物質を特定し、その物質の使用や自然環境への放出を禁じる、もしくは適度に制限する法を定め、その物質に代替する他の物質を開発するか、その物質を必要としない技術を開発するか、あるいはもしその物質を使い続けるならば、自然環境への流出を止める、あるいは適度に制限する技術を開発することで、主に対応してきたといえるだろう。少し単純すぎる説明であろうが、根本的には、汚染による環境破壊には、専門家の知識、法、および技術で十分対応することができたといえよう。

実際にかかりの問題が改善されたのである。もちろん、専門家の知識・法・技術のコンビだけでなく、NGOや環境運動の人たちの活躍が重要だったことに疑いはない。また、いろいろな問題が改善されてもさらに新しい問題が出てくるのが常であり、当初から一つ一つの「解決」はまた新たな問題を作り出すのではないか、真の解決ではないのではないかと批判的にみる人も少なくなかった。しかし、専門家の知識・法・技術という三つが環境問題に対応するための主たる枠組みになっていたことは事実であろう。

1960年代は国家レベルでの対応で十分であるように見えていた。1970年代になって、酸性雨の問題が、その少し後でオゾン層破壊の問題が認知されるようになった。これらはいずれも汚染問題であり、基本的には技術と法で解決できるものだが、被害が国境を越えるという以前の問題とは異なる側面があるため、国際的な取り組みが必要となった。特にオゾン層破壊は地球規模の問題であり、全世界による対応を要するものであった。その対策はウィーン条約とモントリオール議定書で成立した。NGOや活動家の役割が大きかったが、専門家の知識・法・技術という枠組みが国際レベルのものとなり、たとえば、「法」としては国際条約が重要視されるようになった。

しかし、ウィーン条約とモントリオール議定書が採択された1985年と1987年にはすでに、温暖化、生物多様性の減少、砂漠化など、それまでの比較的単純な汚染問題とは性質の異なる環境問題が浮上していた。温暖化、生物多様性の減少、砂漠化等については、オゾン層の破壊と同様に地球規模の問題であるため、ウィーン条約とモントリオール議定書が参考にされ、国際的な取り組みが求められた。そして1992年に地球サミットがブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催され、そこで気候変動に関する枠組条約（UNFCCC）、生物多様性条約（CBD）、そして砂漠化防止条約（CCD）が結ばれた。

2. 温暖化、生物多様性の減少、砂漠化の問題と以前の問題の相違

しかし、モントリオール議定書が採択されてすぐ、その対象であったフロンガスの製造と放出に歯止めがかかり始めたのに対して、地球サミットから生まれた条約の対象となっている温暖化、生物多様性の減少、砂漠化の

問題は18年間を経た今もなお、一向に改善される気配がなくむしろ悪化する一方である。専門家の知識・法・技術から成り立つ枠組みが最も当てはまりそうな二酸化炭素排出の問題でさえ、実質的な成果が得られていない。だとすれば、そもそも従来の取り組み方自体に問題があるのではないかと問いただす必要がある。

二酸化炭素排出を制限するための化石燃料の使用を減らすことでさえ、現代の生活様式と経済のあり方の根本的な変化を要するであろうし、おそらく以前の問題と比べて、一段と強力な利害関係も絡んでいるであろう。だからこそ、専門家の知識・法・技術から成り立つ枠組みでの対応だけで十分だとは言えないのである。

しかし、温暖化に関して、化石燃料の使用だけが問題なのではない。森林火災（特に熱帯雨林で、焼畑のため、新しく農地を開発するためなど）、森林伐採などによる光合成の減少、特定の農法によるメタンガスの放出、ゴミ捨て場から発生するメタンガス等々、多様な要因がある。化石燃料やその他の温室効果ガスの直接的な排出以外の要因は、生物多様性の減少や砂漠化の要因と同様に、生活様式や地域レベルでの自然とのかかわり方に左右されるのである。

大雑把に言えば、以前の汚染の問題と比べてこれらの問題は、①より複雑に、そしてより密接に、現代の生活様式や生産・消費の形式につながっており、②貧困などのほかの問題との関連性も深く、問題として個別に取り上げるのは適しておらず、③各地域の人々がそれぞれ身近な自然にどのように関わっているかに大きく影響されているので、グローバルな問題でありながら、ローカルなレベルの視点と取り組みが欠かせない問題でもある。専門家の知識・法・技術から成り立つ枠組みでは、特に国際レベルでの交渉を通じて対策を決定する場合、交渉をより実現可能なものとするために、取り扱われる問題をできるだけ一つに絞り、明確な定義をつけて対策を決定しようとするようになる。しかし、われわれが現在直面している問題は、そうした従来の対応で賄える問題ではないのではないかと問いかける必要がある。

そこで、この研究プロジェクトは、環境問題にかかわる現行のガバナンスの問題点をより明確にし、効率的な取り組みの基本方針のために示唆を与えることを目指すものである。

桑子先生による講演

研究プロジェクトの最初のイベントとして、東京工業大学大学院社会理工学研究科教授・桑子敏雄先生を招聘し懇話会を開催した。桑子先生は近年、合意形成に関する研究を進めており、今回懇話会に招聘したのは、先生の研究を参考にして地域の人たちを政策決定のプロセスに巻き込むことの重要性、またそれを実現するための方法論について考察するためであった。桑子先生には「地域共同管理空間（ローカル・コモンズ）の維持管理と再生のための社会的合意形成について」というテーマでの講演をお願いした。基本的な内容は以下の通りである。

1. 合意形成の課題が浮上した経緯

1997年に日本の河川法が改正され、それまでの治水（洪水対策）と利水（水利用）に加えて、環境への配慮と流域関係住民の意見を反映することが法に書き込まれた。当時、三重県の淀川上流にて川上ダムの建築が計画されていて、ダムを建設するための道路建設はもう終わって、水没予定の38戸はもうすぐ移転が完了し、あとはダムの本体をつくる作業に入るところだった。また、九州の筑後川の支線である城原川の上流にも城原川ダムを建設する予定があって、この場合、30年以上も前から計画があったが作業はまったく手つかずであった。どちらの場合も、河川整備計画をつくることになり、そのために住民の意見、都道府県知事あるいは地方自治体の長の意見、学識経験者の意見をそれぞれ聞くことになった。また、侵食のために50メートル以上あった砂浜がなくなっている宮崎海岸の侵食対策事業においても合意形成が必要になった。

川上ダム、城原川ダム、宮崎海岸侵食事業に関する合意形成の経験から、桑子先生は住民の合意形成の問題点について述べた。重要な点として、地域住民は一枚岩で



なく、多様な視点と多様な利害を持つ人たちがおり、ダムなどに対して賛否両論があり、住民間の対立が深まることもあるということが挙げられた。住民の意見を聞く方法として、住民同士の話し合いの場をつくることが必要であった。

2. 日本でのローカル・コモنزの経緯と現状

参考のために、河川・湖沼・海岸・森林・湿原・棚田など地域共同管理空間、つまりローカル・コモنزに関する日本の伝統的な管理のあり方と現在のあり方が比較された。伝統的にこれらの空間は、地域社会により、持続可能性に配慮して共同管理されてきたが、入会地、つまり地域が自分たちの力で管理してきた土地のシステムをなくして、日本の国土の土地を、国家の所有か私有かのどちらかにするという目的で、地租改正が明治時代に行われた。国有地の場合、国は売って財源にすることができ、私有地の場合、固定資産税を取ることができる。寺と神社が持っていた膨大な土地も寺社領土地令で没収され、明治維新を境に日本の国土は一元的に管理されることになった。

ただし、特に水利権の管理に関しては、いまだに地域が伝統的な共同体の管理慣行の仕組みを維持している所もたくさんある。そういう維持管理の知恵を生かすことが大切ではあるが、現在、中山間地では、高齢化・少子化で非常に厳しい状況がある。コモنزというのは、自然生態系とそれを維持管理してきた地域の土地管理、あるいは水管理、伝統、文化などの社会的装置の両方を含んでいるのだが、現在これが危機的な状況にある。それをもう一度見直して機能できるようにする方法を考える必要がある。そのために、空間機能を分割・分断してきた人間の行為、思考、諸制度を考え直す必要があり、そうした考え直しに向けて、開かれた多主体の話し合いによる社会的合意形成が必要である。

合意形成のプロセス（宮崎海岸の事例）

住民、利用者（漁業、海運等）、団体（環境保護等）など、さまざまな立場からの多様な視点があり、侵食が進行している状況の下、限られた時間の中で適切な侵食対策を見出すために、プロジェクト・マネジメント・チームが結成された。誰でも参加できる市民談義所が設けられ、そういうところに赴かない市民のためによろず相談所も設けられ、さらに、市民の中に出向いて意見を聞くという仕組みもつくられた。市民の意見を中立公正の立場からまとめ上げる役割として市民連携コーディネータが置かれた。

結局、次のような形式になる。事業主体（行政）は、市民からの多様な意見を反映した複数案を専門家に提示し、検討を依頼する。また、専門家からの助言をもとに、責任ある意思決定をする。専門家は、事業主体からの案に対して、事業主体に技術的・専門家的な立場から助言する。市民は多様な意見を出し合い議論を深める。市民連携コーディネータは、市民からの多様な意見を取りまとめ、事業主体に伝える。また、事業主体が専門家に正確に伝えているか、専門家がきちんと検討しているか、中立・公平な立場からチェックする。その中で、広く開かれた話し合いの場である「市民談義所」の目的は、お互いを理解・尊重しながら多様な意見を出し合い議論を深めることである。確かに、具体的な事業計画には専門的な知識と技術が必要であり、市民がそこまで責任をもって判断できるわけではないが、計画の方向性については話し合いの中で見出そう、という狙いがある。

研究プロジェクトについての意義

「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクトにとっては、桑子先生の今回の講演は問題提起としても事例としても参考になった。先生が言及した明治維新以降の傾向は、細かな相違点こそあれ、おおむね全世界に起きている現象である。近代化が進むにつれ、近代国家が財政基盤を設けるには、いわゆるローカル・コモنزに関する管理を地域住民から国家の掌握に移し、持続可能な伝統的な管理方法に替えて、縦割り管理体制を導入した。さらに、発展途上国では、支援国、債権国、世銀、国際通貨基金などの言い分が強くなり、決定権がいつそう地域住民から遠いものとなっている。

様々な問題の相互の関連性を認識することが不可欠であるということは、研究プロジェクトの基本的視点であるが、このような認識に本当に達成するためには、情報収集、問題分析、対策構築、政策決定、そして実施の各段階における幅広い当事者の参画と合意形成が不可欠である、ということが今回の懇話会を通じて浮き彫りにされたように思う。つまり、環境危機に関する包括的な捉え方の必要性と参加型の取り組みの必要性は相互にきわめて強くつながっている課題だということである。

国際環境条約に関する国際会議

本年度における「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクトの最大のイベントは2009年9月15日～18日に開催された国際会議である。テーマは「国際環境条約——その役割と可能性、その限界と危険性」であった。ここ

では、1992年の地球サミットから生まれた気候変動枠組条約、生物多様性条約、そして砂漠化防止条約という三つの条約が焦点となった。

会議の形式は2005年に国際関係をテーマとする日豪合同ワークショップでとったのと同じく、三泊四日の会議で、15人の報告者が、それぞれ25分の時間制限の中で報告する、というものであった。報告時間のおよそ二倍の時間が報告者間での議論に当てられ、記録委員会を設置して、担当者が議論の記録を行い、各セッションの冒頭でその時点までの議論のまとめを報告した。そうして各セッションの議論は、その時点までの議論を踏まえることで、発展的なものとなった。

会議終了後、記録委員会の記録と各セッションの録音に基づいて、会議の報告書となるパンフレットも作成された。また、作成に当たって電子メールによる参加者との事後交流も行なわれた。会議と同じく、報告書も英語（タイトルは *Promises and Pitfalls of Global Environmental Treaties*）で出版された。この後、日本語版を作成する予定である。

参加者は幅広い分野と地域を代表する多様な人たちであった。報告者および記録委員会の顔ぶれは以下の通りである。

海外からの参加者	
Ulrich Brand	Institute of Political Science, Vienna University
Workineh Kelbessa	Department of Philosophy, Addis Ababa University
Andrew Light	Center for American Progress
Monirul Mirza	Adaptation and Impacts Research Division, Environment Canada
Jean Palutikof	National Climate Change Adaptation Research Facility, Griffith University
Youba Sokona	Observatory of the Sahara and the Sahel (OSS)
Janna Thompson	Philosophy Programme, La Trobe University
国内参加者	
磯崎博司	明治学院大学法学部
生方史数	岡山大学大学院環境学研究所
大木 哲	「環境ダイアログ・アウトリーチ」事務局
小泉 都	総合地球環境学研究所
菊沢育代	地球環境戦略研究機関 (IGES)
香坂 玲	名古屋市立大学大学院経済学研究所
マイケル・シーゲル	南山大学社会倫理研究所
記録委員会	
藤井麻衣	神戸大学大学院博士後期課程
本田悠介	神戸大学大学院博士後期課程

会議の趣旨やその背景にある問題意識を明確にして、報告準備を支援するため、報告者には事前に幾つかの問題点が提示された。

- ① 国際条約をもって環境問題に取り組もうとするのは、国際レベルの取り組みが必要だという認識によるのだが、その種の条約は、自国の国益に責任を最も強く感じる政府の間の交渉によって成立するため、国益の重視が真に国際的な取り組みの成立を妨げうとも思われるが、実際のところどうだろうか。
- ② 国際条約で環境問題に取り組もうとすることで、地域レベルの視点や地域レベルの取り組みが除外されているのか、あるいは、無視されているのか。国際レベルの取り組みのために、地域レベルの取り組みに何らかの支障があるだろうか。
- ③ 国際交渉で合意にいたるために妥協が必要になることもあるが、このプロセスにおいて、問題に対するあまりにも限定的な解釈、対応のためのあまりにも限定的な取り組みになってしまい、環境危機への対応が過度に弱められる結果になっているだろうか。
- ④ 環境危機に国際条約を通じて対応しようとする、という条約の対象になっていない環境問題が無視される恐れがあると考えるか。
- ⑤ 国際条約を通じての取り組みにおいて、それぞれの環境問題の相互関連性が十分に認識されているか、それとも、問題があまりにも個別に取り上げられるため、その相互関連性が見失われることがあるか。
- ⑥ 気候変動、生物多様性の減少、砂漠化は現代社会の生産・消費生活の結果であるとして、結果（被害）に注目するあまり、条約は、真の原因を究明して、原因から訂正していくのでなく結果である被害を緩和することだけを目指す形のものになってしまっているのか、だとすれば、もっと原因に目を向ける必要があるのか。

紙幅の都合で、各報告者の話した内容を個別に紹介することはできないが、会議を通じて浮上した認識を述べておくことにしよう。

1. それぞれの条約の科学的基盤について

三つの条約すべてに、それぞれ対応する何らかの形の科学者の組織が設置されているが、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) が発表するような定期的なアセスメント・レポートはほかの二つの条約にはなく、そのような定期的なアセスメントがあったほうが良いということ、そして IPCC 自体が他の条約のために同じような活動を行うことができるはずだということが指摘された。というのは、IPCC のワーキンググループ II とワーキンググループ III の成員は気候学者に限らず、温暖化の影響とそ

の対応について研究できる様々な分野の科学者である。これらの人たちは気候変動の場合と同様に、生物多様性の減少や砂漠化の影響、そしてそれに対する対応についても研究することができるはずである。

もう一つの問題として、科学分析の段階から、政策決定、実施にいたるまで、それぞれの環境問題の間の相互関連が十分に認識されていない点が挙げられ、三つの条約の相互関連性がもっと意識され、それぞれの条約の決定機関および実施機関の間でより徹底した交流が行なわれる必要があるということが指摘された。なお、IPCCが上記の通りに三つすべての条約に関わるようになれば、相互関連性の認識を深めるための手段になるだろう。

ただし、IPCCに関しては、問題点も指摘された。まずは、アセスメント・レポート発行までの期間の問題である。アセスメント・レポートが発行されるまでの期間は5～7年間であり、政策決定を導くものとしてこれは長すぎて、実際に政策を導くデータがかなり古いときもある。それゆえ、中間報告書もあったほうがいいと指摘された。

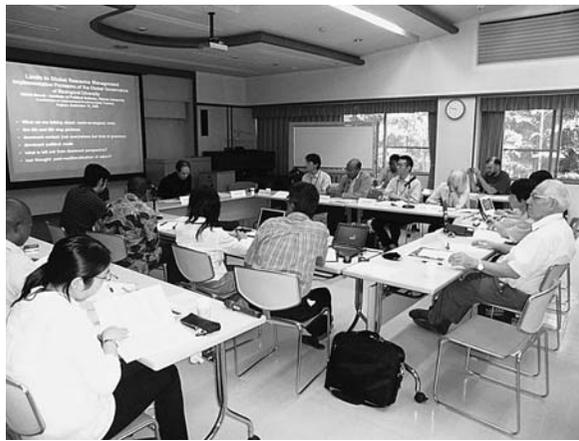
さらに、「政策決定者のための要約」には政策決定者自身がすでに関わっており、科学者から政策決定者への純粋な情報提供ではない。政策決定者に提供される前から、提供される情報の選択において、政策決定者がすでに関わっている。そのため内容が弱められることもある。ただし、政策決定者がその段階から参画しているからこそ、彼らとその報告を無視することができないということもあり、そのプロセスから政策決定者を除外しようとすると、かえって失うことが大きいかもしれない。

また、特に地域レベル（特に貧しい国）への温暖化の影響や温暖化への対応に関する研究について、査読付きの研究が乏しく、十分な根拠のある情報を手に入れることが困難な場合がある。もしIPCCが生物多様性条約と砂漠化防止条約のためにも活動するようになれば、これらの問題はおそらくいっそう深刻なものとなるので、何らかの対策が必要である。

2. 発展途上国の立場

発展途上国、なかでも特により貧しい国々には、国際

交渉に参加するのが困難な国もある。主要な会議に代表を送ることができるとしても、その準備段階の会議などに専門家を送ることが難しい。さらに、発展途上国の教育機関や研究機関には、金銭的な理由で、IPCCのようなプロセスが要求するような査読付きの研究を提供することが困難な場合がある。そうした場合、参画が限られてしまった発展途上国にとって、条約が受け入れがたいものになるだけでなく、それらの国の視点が十分に取り入れられないため、問題に対する正確な把握が成立しないままに政策が採択されてしまう懸念もある。先進国およびオセアニアでは温暖化が、南米では生物多様性が、そしてアフリカで砂漠化が最も強く認識されてきた。その三つを併せて把握するには、やはり、そうした国々を含む幅広い参画が必要である。



地域レベルの影響や対応に関する査読付きの研究が乏しい場合があると述べたが、森林、農地、氷河など、注意が特に必要とされる地域が発展途上国にある場合は少なくない。十分な科学的根拠を持つ査読付き研究が少ないという問題と、発展途上国の参画が限られているという問題は相互に関係している。発展途上国における

教育と研究の支援、そして現に行われている研究や情報収集のグレード・アップが検討されるべきであろう。

3. 地域共同体の参画

政策が国際レベルの交渉で決まると、先進国の中での地域レベルの視点でさえ意識されなくなることが危惧される。自然と密接に関わる人々（農業、林業、漁業に携わる人々、伝統的な生活を営む少数民族等）の参画がもともと難しいことは事実であり、貧しい国においては、これはいっそう強い現実となる。実際に国際条約のプロセスには、こうしたローカルな視点を取り入れる方針があるが、その実現を妨げる問題は数多くある。しかし、特に生物多様性の減少と砂漠化の場合、そして温暖化のいくつかの側面に関して、地域レベルの視点と取り組みが不可欠なのは明白である。実際にこれらの問題への対応は、地域共同体がどのように周りの自然環境と関わるかにかかっている。それゆえ、その視点の取り入れと、その人たちが政策構築のプロセスに参画することを奨励する必要がある。



この議論の結末には、一種のディレンマが生じる。一方では、環境危機は地球規模のものであり、グローバルな取り組みが不可欠であり、そのために国家間の交渉はおそらく唯一の道だろうという現実がある。他方では、環境危機は非常に複雑に絡み合っており、影響しあう多くの問題から形成されるものであり、それぞれの問題を分離して、個別に取り上げることで対応できるものではない。包括的な視点と広い参画が同時に必要である。しかし、国際交渉をするには、特定の問題に的を絞って、様々な問題を個別に取り上げないと決定に至るのは困難である。ここでのディレンマとは、国際交渉という手法は、問題解決のために不可欠であると同時に、問題に適していない側面も多々含む、ということである。今回は、問題解決の提示にまで至っていないが、とにもかくにも、こうしたディレンマの認識が大切であるように思われる。

研究プロジェクトのこれから

2010年度には、5月29日に、「誰が環境問題について考えるのか」と題して、ローカルな視点と取り組みについての公開シンポジウムを開催する予定である。先進国の事例（日本とオーストラリア）と発展途上国の事例（インドネシアとタイ）をとりあげて議論する予定である。また、10月の生物多様性条約国会議（COP10）の際に、国際関係と関連づけて、特に生物多様性条約を参考にした、交渉や語彙形成のプロセスに関するシンポジウムを計画している。■

報告 ■ マイケル・シーゲル
 南山大学社会倫理研究所第一種研究員

活動報告

『教会の社会教説綱要』出版記念シンポジウム

「現代に響く福音のメッセージ」報告

社倫研初の試みとして、『教会の社会教説綱要』日本語版の出版を記念して、日本のカトリック系大学と連携し、三つの会場（上智大学、南山大学、聖トマス大学）でシンポジウムを開催した。第一回は上智大学で、続いて南山大学、さらに、大阪の聖トマス大学で開催された。

『教会の社会教説綱要』とは

『教会の社会教説綱要』は2004年に教皇庁（バチカン）正義と平和協議会によって発行された、カトリック社会教説の総まとめである。カトリック社会教説は、社会のあり方、社会問題、人間と社会の関係、人間の社会性などについてのカトリックの教えを指す言葉であり、1891年に発布された教皇回勅『レールム・ノヴァルム』以降の教皇や公会議が社会問題や社会的事情に関して発布した回勅等が主要な文献となる。

20世紀を通じて、さまざまな問題に対して、教皇がキリスト教の信仰とカトリック神学の伝統を適用して、社会に関する教会の見解や、社会へのかかわりのための指針をしめす文献を発布してきたが、1990年代の後半になると、それらの文献に含まれる教えは結局現代世界に適用したキリスト教の信仰ではあるが、それぞれの文献の中でばらばらに述べられていて使いやすい状態になっていないので、組織的に理論立てて、一つの本にまとめる必要があるという指摘が浮上し、それに応じて教皇庁正義と平和協議会に総まとめの作業が課されて、2004年に完成したのである。

日本カトリック司教団出版部の依頼により、社倫研のM.シーゲル所員が和訳の責任を持つことになり、綿密な翻訳作業の末、2009年6月に出版された。

12章に加えて序文と結語があり、日本語版の本文は450ページとなっている。序文と最初の二つの章は基本的な神学の視点（キリスト教の人間論、神の計画、教会の使命）を取り上げており、第3章は人権、第4章は社会教説の基本原則（財貨が万人のためにあるという原理、補完性の原理、そして連帯の原理）を紹介し、ここまでの部分と、社会教説と教会の活動の関係を上げる第12章とを合わせて、総論を成しているといえる。それ以外の各章は特定の領域に関する教会の教えや見解をとりあげてい

る。第5章は家庭、第6章は労働、第7章は経済、第8章は政治、第9章は国際関係、第10章は自然環境、そして第11章は平和についての教会の教えをまとめている。

連続シンポジウムについて

社倫研には特に教会の社会教説を伝えていく役割があるというわけではないが、キリスト教の精神を基盤にして研究活動を進めるという方針は持っている。したがって、このような文献が日本語で発行されたことに重要な意味があると考えており、この連続シンポジウムに協力することになった。上智大学での第一回シンポジウムでは総論（序文、第1章～第4章および第12章と結語）と家庭についての章（第5章）を、南山大学のシンポジウムでは政治、国際関係、および平和に関する章（第8章、第9章、第11章）を、聖トマス大学でのシンポジウムでは、労働、経済、および自然環境に関する章（第6章、第7章、第10章）をとりあげた。連続シンポジウムのテーマとして「現代に響く福音のメッセージ」が採択された。

第一回「カトリックの社会教説と人間性の探求」

7月4日に開催された第一回シンポジウムは、『教会の社会教説綱要』の出版記念シンポジウムと同時に上智大学の新神学部設立記念シンポジウムとして位置づけられていた。上智大学カトリックセンターと神学部主催、社倫研とカトリック司教協議会出版部共催、上智大学社会正義研究所後援である。牧山強美（日本カトリック神学院院長）とM.シーゲルによる演説の後、ホアン・マシア（聖トマス大学神学部教授）、大橋容一郎（上智大学文学部哲学科教授）、片山はるひ（上智大学神学部教授）が加わり、パネルディスカッションが行われた。演説者以外のパネリストも、それぞれ発題を行なった。

第二回「政治共同体、国際共同体と社会教説」

社倫研が主催したシンポジウムは10月3日に南山大学にて開催され、特に政治や国際関係に関わる『綱要』の部分、つまり第8章、第9章、および第11章をとりあげるものだった。M.シーゲルによる『教会の社会教説綱要』の紹介と上智大学でのシンポジウムの報告、二つの講演、パネ

リストによる発題、そしてパネルディスカッションが行われた。講演者は、松浦五郎（大阪教区補佐司教）、最上敏樹（国際基督教大学平和研究所所長）、パネリストは、別所良美（名古屋市立大学人文社会学部）、プテンカラム・ジョンジョセフ（上智大学経済学部）、M. シーゲルであった。

第三回 「人間共生の在り方と社会教説」

三つ目のシンポジウムは大阪の聖トマス大学の主催で11月3日に開催された、家庭のこを取り上げる第5章（特に生命倫理に関する部分）、労働を取り上げる第6章、経済を取り上げる第7章、そして環境保護を取り上げる第10章を焦点とした。第2回シンポジウムと同様に、M. シーゲルによる『教会の社会教説綱要』の紹介と前二回のシンポジウムの報告から始まり、橋本昭一（関西大学経済学部教授）による講演が中心となり、最後にパネルディスカッションを行なった。他のパネリストは、本田哲郎（釜ヶ崎反失業連絡会共同代表）、松本信愛（聖トマス大学人間文化学科教授）、加藤賢一（大阪市立科学館学芸課長）とM. シーゲルであった。それぞれのパネリストもパネルディスカッションに参加し、それぞれ手短な発題もした。

紙幅の都合で、それぞれの講演等に関するコメントをすべて紹介することはできないが、三つのシンポジウムを通じて重視された共通のテーマに関して手短に説明したい。それは、予想される一つの疑問に関するものであった。

『教会の社会教説綱要』では、「不可欠」とか「中心的」という言葉が使用されるが、もし不可欠で中心的であるなら、どうしてもっと早い時期にこのような本が誕生しなかったのかという疑問はどうしても出てくる。「社会教説」という言葉自体が使われるようになったのは20世紀の半ばであり、社会教説の主要な文献も1891年以降に現れたものである。キリスト教が誕生して2000年近く経ってから現れたものが「不可欠」で「中心的」だといえるかという疑問である。

旧約聖書では、貸付、担保、土地の売買、土地の売却と50年ごとのその元所有者への変換、やもめ、孤児、寄留の外国人の保護など、社会的な事柄を規定する神の指示は多いが、これは聖書における「社会」という課題の中心性を示しており、また、新約聖書においては、キリストの貧しい人、除外され、差別されている人、苦しんでいる人への配慮およびそのような配慮に関する戒めも、そして、初期キリスト教共同体が平等な社会をつくらうとしていたことなども、その中心性を示すものとして指摘された。

教会の歴史においても、社会へのかかわりは常にキリスト教において重視されていた。しかし、初代教会にお

いては、キリスト教共同体自体が除外されたり、迫害されたりしていたため、直接に社会に対して働きかけることはあまり考えられない状況にいた。キリスト教がローマ帝国で公認され、次第に国教になると、その状態が一変し、教会は社会のあり方に対する影響力をかなり持つようになったが、これは国の支配層と連携して行なうものとなり、上からの立場のものとなった。

近代に入って、政教分離が行われると、もう一度教会の立場が変わってしまう。教会は抑圧も除外もされないが、同時に支配層につかない。教会は結局ワン・オブ・ゼムになるのである。しかし社会が参加型の民主主義の社会になったので、ワン・オブ・ゼムになったとしても、社会へのかかわりの可能性が十分に残った。1891年から発布された教皇庁の諸分権を中心にした社会教説は、この新しい状況における教会の社会への関わりの方針を求めるものだったといえよう。抑圧も除外もされない、支配層にもつかないで、ワン・オブ・ゼムになるとは、教会にとってまったく新しい体験だった。同時に、民主主義や市民社会の発達で、教会、もしくはキリスト者には、社会への関わりが十分にある状態であった。

シンポジウムでは、上記のことが話題になりながら、教会の社会教説に沿って教会自身が行動してきたのか、今もそれを遵守しているのか、という疑問も出され、また、他の宗教との対話の姿勢を示しながら、無心論者に対して『教会の社会教説綱要』もまたかなり排他的な姿勢を示しており、教会がこの社会教説の精神を充実させるにはやはり過去の支配的な地位に固執せず、ワン・オブ・ゼムという立場をむしろ歓迎し、他者との対話と協力を重視する姿勢を持つ必要があると指摘された。

三つのシンポジウムの開催は社倫研にとってまったく新しい試みであった。確かに、別の大学と共同しての活動は初めてではない。たとえば、オーストラリアのラトロープ大学と協力してプロジェクトを進めたことがある。しかし、日本にある共学の四年制カトリック系大学と連携して一つのプロジェクトを進めたのはこれが初めてであった。社会倫理という、非常に広範にわたり、必然的に学際的な分野では、他の研究機関との協力を幅広く積極的に進めていく必要がある。他方で、この連続シンポジウムのように、原点に戻って、基盤を再確認するために連携を持つのも有意義であったように思う。■

報告 ■ マイケル・シーゲル
南山大学社会倫理研究所第一種研究所員

生物多様性を知る十冊

生物多様性にはさまざまなアプローチが存在する。分類学や生態学から、現状の把握、進化論のプロセスに関わる研究も行なわれているし、工学や製品化のためなど、人間にとって便利で豊かな生活をもたらすための取り組みも存在する。生物多様性条約という国際的な枠組みや知的財産に関わる法的な分析も行なわれている。経済学の立場から、経済価値の評価や対策を立てていくことの費用対効果などに関する分析も花盛りだ。

倫理も生物多様性のなかで大きなテーマだ。生物多様性の損失で中心となるのは、ヒトと他の種とのバランス、「種と種の間」の問題が根底にある。科学技術というヒトにとっての道具は、他の種やその生息地には脅威となっている。また、これから生まれてくる将来世代と現在の世代の対立として、「世代の間」の差も問題となってくる。もし、生態系や種が破壊されてしまって、その復元が難しかったり、不可能であるならば、現在の世代がもっていた資源や生活のなかでの選択の自由が、将来の世代では狭められてしまっていることになる。最後に、同じ時代に生きていながら、発展途上国と先進国では、圧倒的な経済格差が存在し、「南北の間」での格差やグローバリゼーションにどのように向き合っていくのかということも問いかけている。今年の10月に愛知県名古屋市内において、生物多様性条約の第10回締約国会議（COP10）が開催される。2009年12月のコペンハーゲンでの気候変動枠組条約の第15回締約国会議（COP15）と同様に、発展途上国と先進国の間の課題や、地球規模での生物多様性の保全についての話し合いが行なわれる予定だ。

COP10に向けた入門書として、また南北問題の側面を明らかにしている書籍として、香坂玲著『いのちのつながり よくわかる生物多様性』（中日新聞社）がある。企業、地方自治体、都市、コーヒーなどの各題材を取り上げ、生物多様性との関連性について解説している。生物だけの話ではなく、生物多様性をめぐる議論が我々の生活、経済や政治とも深い関わりがあることを示している。生物多様性を巡る国際交渉が、生き物の話であると同時に、ヒトとヒト、特に先進国と発展途上国の政治と経済の問題でもあることを、身近な題材を通して解説している。

さて、動物の生息地が破壊され、種が絶滅に追いやられるという問題もあるが、逆に数が増えすぎてしまうことも生物多様性のなかの問題である。河合雅雄と林良博による『動物たちの反乱』（PHPサイエンス・ワールド新書）は、副題の「増えすぎるシカ、人里へ出るクマ」が示すように、まさに（人間によって）動物が増えすぎたり、これまでの生息地以上に広がってしまっている現状を報告している。いまや里山は動物たちの領有地という言葉が象徴的であるように、通学や農業などの日常生活でクマなどに出くわす地域社会では、動物は牧歌的なものではなく、死活問題にもなっている。希少種の保護や植林は、ボランティア活動や企業の社会貢献などで数多くの活動が行われているのに対して、獣害や地域社会と動物のバランスが崩れてしまっている現状に対して貢献していこうという担い手が少なく、今後の課題として理解するのに役立つ書となっている。

企業にとって、生物多様性の課題を理解し、どのように対処していけばいいのかを包括的に記述したものとしては、日経エコロジーが編集した『世界に乗り遅れないための生物多様性読本』が挙げられる。国内外の具体的な企業の取り組みを丹念に紹介しており、実務の上で役立つ。ただ、他の企業の取り組みは参考にしながらも、あくまで独自の活

案内 ■ 香坂玲 こうさか・りょう

名古屋市立大学大学院経済学研究科准教授／南山大学社会倫理研究所非常勤研究員

動を各企業は模索する必要がある。先に述べた地域社会での現実の問題に対処するということも重要な貢献だろうし、他セクターと連携しながら広がりのある活動が求められている。また、生物多様性条約で遺伝子組み換え体や遺伝資源の利用から派生する利益配分についての事例や言及があることは評価できるが、今後は成功した協力体制などに踏み込んだ事例や訴訟に関する報告に関心が集まりそうだ。いづれにしても日本企業には、世界の動向に乗り遅れないだけではなく、リードしていくような気概が今後は求められる。

現段階では、原稿がすべて公開されていないが、生物多様性や生態系からの恵みやサービスを経済学の立場から分析してみようという**欧州委員会 (EC) と国連環境計画**などが連携して『**生物多様性の経済学**』(TEEB) という報告書のプロジェクトが進行中である。迅速で効果のある対策を実施する費用のほうが、将来的な損害よりも少なく、効果的であるとする**気候変動でのレポート**で類書『**スターンレビュー**』が存在し、TEEBは生物多様性版スターン・レビューとも呼ばれている。実際の主眼は、金額やGDPのパーセントもあるが、発展途上国の貧困層といわれるグループが甚大な影響を受けることなど、金額や統計に表れない問題なども問題としている。

さて、気候変動や地球温暖化は生物多様性の問題よりも知名度が高く、「気候変動の話は分かりやすいけれども、生物多様性の話はなかなか分かりづらい」という声をよく聞く。**岩槻邦男**と**堂本暁子**による『**温暖化と生物多様性**』では、鮮やかにそのイメージを覆している。実際に地球温暖化がもたらす最大の脅威は、高山植物など生態系や適応できない生物種であることを具体的な事例を通じて警鐘している。また、生態系の変化を通じて感染症など人間にとっても甚大な影響がでることを警告している。

現在、危機に瀕している生態系の象徴的な存在が、熱帯雨林である。ドイツなど欧州の国々では、ノスタルジックな感情を伴いながら、環境保護のシンボルにもなっているといえる。実際に、2008年に開催された第9回締約国会議(COP9)では、熱帯雨林の伐採現場の映像などとともに報道されるニュースが多かった。**湯本貴和**の文書で、**磯野宏夫**による画『**熱帯雨林 生命の森**』は、研究者による文章と絵のコラボレーションになっており、熱帯雨林とその生物多様性や地域社会とのつながりを理解していく入門書となっている。

ただ忘れてはならないのは、危機に瀕しているのは、発展途上国を中心とする熱帯雨林だけではなく、先進国の針葉樹林なども危機に直面している。カナダの緑の党の党首で弁護士や非政府組織の代表として活躍してきた**エリザベス・メイ**によるカナダの森林の告発本『**森林大 国カナダからの警鐘 脅かされる地球の未来と生物多様性**』は、日本の企業も関わるような形でカナダの森林での無理な伐採、農薬の使用などが行われていることを警告している。一般に流布している誤解を神話という形で読み解き、伐採をすることで一時的に生物種が増えることはあるが、それは一般種が増えるケースがほとんどで生物多様性を豊かにすることにならないなどと喝破している。500ページを超える大書であるが、カナダ各州の現状を丁寧に報告している。

では、一般の市民はどのような形で生物多様性の活動に関わっていくことができるのであろうか。**鷲谷いづみ**と**鬼頭秀一**の編集による『**自然再生のための生物多様性モニタリング**』では、市民が参加できる形でのモニタリングの事例や人文社会科学と自然科学が強力した形での体制などを提起している。鬼頭は「地域に根ざした間主観的な知を明らかにすること」「自然とかかわる人間の基本的な営み(生業、遊び仕事、遊び)を環境社会学的・環境史的手法で基礎的データとして取得することが肝要である」と指摘しているように、人文社会科学も一定の役割を果たしていくことの重要性を提起している(p.35)。

もう少し変わったアプローチでは、医学や人体のなかにも、生物多様性や進化に関わる議論が行われている。**シャロン・モアレム**と**ジョナサン・プリンス**による『**迷惑な進化一病気の遺伝子はどこから来たのか**』(日本放送出版協会)がある。例えば、糖尿病という病気も、氷河期に血中の糖の濃度を上げて、血液が凍ってしまうことを防ぐのに役立ったのではないかという、興味深い検証が行われている。同様に、**日高敏隆**の編集による『**生物多様性はなぜ大切か?**』(昭和堂)のなかでも、人体のなかの生態系、殺菌、伝染病などの発生と生物多様性が失われてきたこととの関係性などを、農業や生態学の立場から明らかにしている。

以上、生物多様性というキーワードで、生物・生態学、医学、政治、経済、人文社会など実にさまざまな分野からのアプローチがなされていることの一端を垣間見ることができる書籍の紹介を行なった。■

アメリカ外交の継続と断続

I. 序章

2007年から2008年にかけて戦われた大統領選挙戦を戦い抜いた民主党候補のバラク・オバマ（Barack Obama）上院議員が「change」（変化・変革）と「E Pluribus Unum」（多様の中の統一）を訴えて、2008年11月4日の選挙で勝利し、2009年1月20日に白人でない大統領として就任した。選挙運動中オバマはアメリカ社会の「変化と統合」を有権者に訴えた。アメリカ合衆国の建国の理念に立ち返り、「Yes, We Can (Change)」をコーラスさせるほどに、有権者に「変革」を受け入れさせることに成功した。言い換えれば、オバマは、その対内・対外政策を、「単独主義」や「例外主義」から距離をとることで、遂行することを約束し、有権者はそのことに理解を示し、彼の主張を受け入れた。とりわけ2001年9月11日のアメリカ人にとっての悪夢である「同時多発テロ」事件に恐怖を持って「真珠湾攻撃の再来」とヒステリックに反応し、ブッシュ大統領の「新しい戦争」、つまり「対テロ戦争」を容易に受け入れ、政権をしてアフガニスタン戦争、そして根拠のない理由で突っ込んでいったイラク戦争を容易に受け入れた「単独主義」や「例外主義」のアメリカに有権者は背を向けることになった。



by: The U.S. Army CC BY

「Yes, We Can」の 外交政策を 歴史の中で考える

案内 ■ 宮川佳三 みやかわ・よしみつ

南山大学外国語学部英米学科教授／社会倫理研究所第二種研究員

「変革」を選挙戦が始まる前から主張し続けたバラク・オバマ上院議員を有権者は大統領に選出した。特にオバマは「アメリカの夢」(The American Dream)の再実現化を前面に押し出し、数の少ない「有志」の連合を当てにした前政権の外交を改め、国際社会との関係を重視し、「単独主義」から「多国間協調主義」へと大きく舵を切った。

オバマの対内政策・対外政策をもたらすことになった背景をアメリカ合州国の発展の歴史の中で検討する。

II. 「“自由の帝国”アメリカと例外主義」

1492年は西欧の世界が東西に移動・拡大し始め、地球の政治・経済・社会の風景が大きく変わる世界史における一大転換を画する年になった。確かに、1492年は特別な年であり、西欧世界による世界支配の時代の幕開けとなった。先住民族の西半球に西欧が、先ずはスペイン、ポルトガルが進出し、先住民族の文明を破壊し、支配し、西欧の経済システムに西半球を組み込んだ。西欧世界の大国間の勢力争いが大西洋を越えて、北米を舞台にイギリスとフランスの間で展開された。両国はほぼ同じころ、17世紀の初めに、北米の東海岸に進出し一世紀半後の18世紀半ばに「フレンチ・アンド・インディアン戦争」(ヨーロッパでは「七年戦争」)を戦い、イギリスが勝利する。

イギリスの勝利により、それまでイギリスの影響から自由に植民地活動を行い、独自の自立した政治システムを育てていた13の植民地に、ロンドン政府の行政が押しつけられることになった。1607年、1620年、そして1733年からの植民地はイギリスに対する姿勢、すなわち、イギリス国王に対する「忠誠」か「反逆」かが問われることになった。13植民地の参加による大陸会議を開催し、「建国の父たち」のリーダーシップの下に「反逆」を恐れることなくイギリスからの独立を明確に打ち出した。実は、イギリスの植民地からの独立は革命であった。1776年7月4日の「独立宣言」はまさにアメリカ合州国の国としての生き方を、歴史上の特異、異質、かつ例外的なものとして、イギリス本国に対して、更には世界に対して、明確に示すものとなった。「独立宣言」の第二パラグラフに建国の精神・理念——自由、平等、民主主義——が明確に表現されている。

我々は、次のような真理を自明のものとする。
つまり、すべての人間は神によって平等に造られ、

一定の譲り渡すことのできない権利を与えられており、その権利の中には生命、自由、幸福の追求が含まれている。またこれらの権利を確保するために、人びとの間に政府を作り、その政府には被治者の合意の下で正当な権力が授けられる。そして、いかなる政府といえどもその目的を踏みにじる時には、政府を改廃して新しい政府を設立し、人民の安全と幸福を実現するのにもっともふさわしい原理に基づいて政府の依って立つ基盤を作り変えるのは、人民の権利である。

西欧支配の外縁において西欧を引き継ぎながらも新しい政治理念による、西欧とは異質で例外的な「共和国」の誕生に西欧のリアル・ポリティクスが大きく作用した。つまりはイギリス抜きで西欧のリアル・ポリティクスが「アメリカ合州国」の誕生に貢献した。

と同時に、西欧自体が其の国家関係に構造的変革をもたらし、アメリカが導入した新しい政治理念が逆に西欧の一部に革命を導き出した。

1783年にイギリスに勝利した13植民地は戦争中の約束、例えば連合規約を具体化し、「アメリカ合州国」(The United States of America)を誕生させた。1789年には「合州国憲法」を成立させ、第一回議会の開催を見、初代大統領にGeorge Washingtonを得て、国際政治の仲間入りを果たす。偶然とはいえ、同じ年にフランス革命が勃発する。政治思想面で革命に共感できたものの、George Washingtonのアメリカは「中立宣言」を出し、革命のフランスから距離を保った。それのみか、激動の西欧とのかかわりを経済・貿易に限定する政策を打ち出した。8年の大統領職を終えるにあたって、Washingtonは「告別の辞」(1796)を用意し、西欧との付き合いに関して次のようにアドヴァイスした。

諸外国に関する我々の行動の一般原則は、通商関係を拡大するにあたり、できる限り、政治的結びつきを持たないようにすることである。すでに結んでしまった約束に限り、全面的に信義を持って果たさなければならないが、それだけで止めておくべきだ。隔離された我々の位置は、異なったコースをとるように向かわせ、またそれを可能にするのだ。もし我々が有能な政府の下で、一国民とし

て存続するならば、外部の禍からくる重大な挑戦に対抗し、... 戦争か平和かを選ぶ、そうした時が、そう遠くない時期に到来するであろう。どうしてこのような外国の地に対する特殊な位置の利点を捨てるのでしょうか。どうして我々自身の立場を捨てて、外国の立場に立とうとするのでしょうか。どうして我々の運命を西欧のどこかの運命と織り合わせ、われわれの平和と繁栄を、西欧の野心、敵対、利害、気分、気紛れの網の中に絡ませることがあるのでしょうか。

「独立宣言」と「告別の辞」はアメリカ合州国の対内的・対外的姿勢を明確に示した。そうすることでアメリカは西欧の「帝国主義」的な思考・行動様式とは相いれないものであり、異質なものであり、例外的であるとした。このようなアメリカの姿勢が有効であったのは西欧の複雑な政治状況——革命、戦争——故であった。そしてその西欧の状況がアメリカに新たな領土膨張・拡大の機会を提供することになった。建国から約20年後のことであった。前任者 George Washington と John Adams の対内的・対外的政治思想を受け継いだ Thomas Jefferson はフランスからの「ルイジアナ購入」（1803）を機に「自由」の帝国への第一歩を踏み出した。「購入」され「拡大」した新領土へ、ルイスとクラーク調査・探検隊を Jefferson は派遣した。東に対する「孤立主義」に対し、アメリカは西部の存在を意識し、「膨張主義」のきっかけを「ルイジアナ購入」でつかむことになった。アメリカにとって国際環境は好意的であった。特に「1812年戦争」にイギリスを相手に勝利したこと、そしてフランス革命、ナポレオン戦争を乗り越えて「ウイーン体制」の西欧が出現したことでアメリカに改めて「共和国」としてのアメリカの生き方を確認させ、そのうえで自己主張を国際社会に、西欧の動向を意識して、打ち出す必要を感じさせた。

この時期は西欧が「西欧の協調」の時代に入り、西半球は1804年のハイチの独立をきっかけに多くの独立国を生み出していた。アメリカにとって建国後30年を経過した頃であり、確かにアメリカの在り方を将来に向けて確認する必要があった。「自由」の帝国」と定義したアメリカは、その建国の理念と対外的な「孤立主義」を併存させ、領土を広げていく必要があった。その必要性を具体化させたのは1823年の「モンロー・ドクトリン」であった。このドクトリンは西欧と西半球（アメリカ合州国）相互の干渉を否とする姿勢を西欧諸国に挑戦的に打ち出したものである。この挑戦的な姿勢は単に「孤立主義」

を再確認する以上のものがあつた。およそ20年経過した1845年に「明白なる宿命」（Manifest Destiny）をスローガンに「テキサス併合」を実現させることになる「膨張主義」へのプレリュードがこのドクトリンであった。この「併合」から勢いを得て数年のうちに西海岸までの広大な土地を自身のものにした。1846年の「オレゴン併合」、46～48年のメキシコとの戦争で獲得した「カリフォルニア地域」、そして1853年の「ガズデン購入」により北米におけるアメリカ合州国の領土が確定した。補足すると、1867年にはロシアからアラスカを購入することで、北米におけるアメリカの「自由」の帝国が完成した。

別の観点からこの間の事態の推移を見てみよう。このような事態のほぼ中間期にフランスの若き研究者アレクシス・ドゥ・トクヴィルは、1831～32年にかけて旅行し、観察したアメリカの特質——西欧にはない異質で例外的なもの——を『アメリカの民主主義』（1835年）で著した。「独立宣言」の理念である平等や民主主義、更には人種関係などについてアメリカを論じた。序文で彼は次のように書いている。

... 私の注意を引いた新しい物事の中で、人びとの間の平等ほど強く印象的だったものはなかった。私はこの基本的な事実が社会の動き全体にきわめて大きな影響を及ぼしていることにすぐ気がついた。それは公衆の意見に特別な傾向を、また諸法律に特別な色合いを与え、そして統治の任にある者に新しい戒律を、統治される者に特別な習慣を授けている。

私はまもなく、この事実の影響が政治の性格や国の法律を越えてはるかに広く及んでおり、政治のみならず、社会そのものにも同じく及んでいることを知る。

トクヴィルは「膨張主義」にかかわる観察をも、興味深いことに、書き記している。

... 今日世界には異なった地点から出発して同じ目標に向かって進んでいるように思える二つの大国がある。私が言うのはロシア人とアングロ・アメリカ人である。両方とも気づかれぬうちに発展し、... 突如として第一級の国にのし上がった... 他のすべての国は自然の限度に達し、ただその力を維持することだけにきゅうきゅうとしているが、両国はまだ成長の過程にあり... まだ限界が見えない。アメ

リカ人は自然と戦い、ロシア人は人間と戦う...。前者の道具は農夫の鋤であり、後者の道具は兵士の剣である。アメリカ人は個人の利益に頼り、人びとに自らの力と理性を思いのままに発揮させる。ロシア人はいわば一人の人間に全権力を集中する。前者は自由を、後者は隷従を主な手段にする。両者は出発点も進路も同じではないが、それぞれ神の意志によりいつの日か世界の半分の運命を支配する役割を与えられているように見える。

1850年頃までに完結した領土的統一は、「モンロー・ドクトリン」がすでに中南米をアメリカの影響圏と意識していたように、すでに海外への進出を展望させていた。一例をあげれば、1853年のペリーの日本への来航である。しかし短期間の領土的膨張は、大きくは南と北の社会、政治、経済、文化、つまり生活様式の在り方の違い故に、地域間の緊張から自由になれなかった。膨張・拡大の「自由”の帝国”は「共和国」が目指した「統一」を危うくした。



by: Air Combat Command 

1861年から1865年にかけて戦われた南北戦争は国内の更なる発展にブレーキをかけた。対外関係の拡大——アジア外交——は勢いを欠いた。アメリカが思い出したかのようにアジアに目を向けることになるまでに40年近くかかった。

19世紀末のアメリカは「再建の時代」を超えて、「西漸運動」はアジアをとらえていた。1890年の国勢調査は「フロンティアの消滅」を公示する結果を得た。アメリカの地理的膨張・発展をフロンティアの西部への漸進で研究してきた歴史学者 **Frederick Jackson Turner** 教授は1893年発表の論文『アメリカ史におけるフロンティアの意義』の締めくくりの文章「今や、アメリカ発見から4世紀が経過し、憲法が制定されて100年経過した今日、フロンティアはなくなり、それと共にアメリカ史の最初の時代は終わりました。」で簡潔にアメリカの発展を表現し、同時に将来に対する希望を展望した。確かに、アメリカは次の時代を拓かなければならない時を迎えていた。

III. 例外主義のアメリカの時代：「アメリカの世紀」の20世紀—「自由”の帝国”か

19世紀末、例えば、東アジアでは「日清戦争」そして「三国干渉」、南アフリカではイギリスが絡んだ「ボーア戦争」、そしてアメリカが絡んだ「米西戦争」で、国際社会は動揺していた。他方、世紀を閉じるにふさわしい、希望が託された「第一回万国平和会議」が1899年にオランダのハーグで開催されていた。アメリカは次の時代を「米西戦争」で開いた。壮大なドラマの第二幕がファンファーレ高らかに開いた。1898年の「米西戦争」は国内で大きな論争を引き起こした。西欧と同じ「帝国主義」の道に迷いこむ、とする反対論、他方、アメリカの「自由”の帝国”の海外への拡張を「明白なる宿命」で正当化した。後者の例としてはインディアナ州選出の上院議員 **Albert Jeremiah Beveridge** を取り上げよう。

Tristram Coffin は『*The Armed Society*』（1964）の冒頭で **Beveridge** の1900年3月の演説の一部を引用している。

神は千年の間、英語を話す民族とチュートン族を、ただ無益で、怠惰な省察と自己礼賛のためにだけ育ててきたのではない。... 混沌の支配するところに体系を打ち立てるべく、世界の組織者としたのである。未開民族、あるいは老衰民族の間に政府を樹立できるよう、われわれを政治の熟練者に仕立て上げた。神はアメリカ人を神に選ばれた国民として、最後に世界の建て直しを指導するよ

うに運命づけた。これがアメリカの神聖な使命である。... われわれは神のものと世界文明の管財人という民族の使命を拒むことはしない。

Beveridge はアメリカがスペインに対して宣戦布告をしたすぐ後の 1898 年 4 月に「The March of the Flag」演説をインディアナポリスでしていた。「明白なる宿命」を強力に海外に広げて適用することを鼓舞した。これまでのアメリカの膨張の歴史を語りながら、目を海外に転じ、アメリカの使命としての国境を越える膨張を熱く語った。「米西戦争」の結果アメリカが獲得した外地が彼の演説の膨張にしっかりと含まれていた。とりわけフィリピンが彼には強く意識されていた。世紀転換期のアメリカの海外膨張はアメリカの使命であると考えた人々を Beveridge は代表していた。「米西戦争」の結果は Beveridge の主張した通りになった。いよいよアメリカはカリブ海を含む中南米への進出のみならずアジアでの行動の足掛かりをも得た。「アメリカの世紀」が準備された。

詳細は省くが、中南米に対してはセオドア・ルーズベルト大統領の「モンロー・ドクトリンの系」(1904 年)をもってこの地域における安全保障をアメリカ自身の安全保障でもあることを明確にし、アジアに対しては、つまりはヨーロッパ諸国に対して、John Hay 国務長官をして中国利害がアメリカにもあること——中国の門戸開放——を明確に伝えた。ここに来て、アメリカとヨーロッパが政策をめぐって東アジアで向き合うことになった。さらには、開国を契機に日本は東アジアに目を向け、明治維新を経て、「近代化」つまりは「西欧化」の道を日本の将来を拓くものと確信し、その根幹である「富国強兵」を国家政策とし、強国を目指した。1894～95 年の「日清戦争」がその大きな結実となった。東アジアの力の政治の中に日本が大きな存在として台頭した。ここにヨーロッパ(主に、英、仏、露)、アメリカ、日本の三者の勢力をお互いに意識する時代に入った。

アメリカは建国時からの西欧に対する「孤立主義」と北米大陸の西部、太平洋、東アジアに対する「膨張主義」は 19 世紀半ばから西欧の植民地になった東アジアにおいて結合することになった。東アジアの国際政治にアメリカはより強い自己主張の姿勢で臨んだ。ほぼ同時期に東アジアに台頭してきた日本とアメリカが 20 世紀前半の東アジアにおける覇権争いに神経を使った。日露戦争の結末は両国にとって東アジアにおけるプレゼンスの在り方を左右すると考えられた。セオドア・ルーズベルト大統領による仲介はこのことを考えたときに大きな意味

がある。特に仲介は東アジアへのアメリカの関与を強く印象付け、西欧の時代からアメリカの時代へ東アジアも変化していることを示し、それ故に新たな力の対立を、敵意を、生みだした。アメリカが日本を見る目は警戒的なものになった。

第一次世界大戦は結果的にアメリカの経済力・産業力・思想(文化)力・政治力の大きさを世界に示した。19 世紀末から 20 世紀初めにかけてのアメリカの対中南米政策は干渉的で、棍棒外交、ドル外交を特徴としていた。第一次世界大戦はアメリカに伝統の「孤立主義」を超えて西欧の戦争に関わることの正当性を問うことになり、「自由」の帝国としてのアメリカの使命を援用して、「世界を民主主義にとって安全にするため」に対ドイツ参戦の支持を国民に求めた。「西欧の没落」の現実を受けて、ウッドロー・ウィルソン大統領は国際社会の新しい秩序を構築するための枠組みを提示した。『十四カ条の平和原則演説』の最後の項目として挙げていた「大国、小国を問わず、政治的独立と領土保全の相互的保障を与え合うことを目的として、明確に規定された協約のもとに、諸国家の全体的な連合組織が結成されなければならない」を現実のものにした。創設された「国際連盟」はウィルソンの精力的な努力にもかかわらず、アメリカ議会が其の批准を拒否し、国際連盟の外にアメリカを置くことになってしまった。もっとも、たとえ国際連盟をワシントンの政治が受け入れてもアメリカにとって手足が縛られるものではなかった。アメリカ外交方針の原点である「モンロー・ドクトリン」に基づく外交政策は、ほとんど拘束されることがなかったアメリカの国内問題に干渉されることもなかった。

歴史教科書的には、アメリカは「平常」、つまり「孤立主義」に戻った。しかしそのようなアメリカではあったが、国際社会との関わりを回避できないほどに大きなものになっていた。特にそのアジア政策は西欧政策と同じほどアメリカの国益にとって重要であり、ハーディング政権のもとでアメリカはそのアジア政策を慎重に推し進めていった。「孤立主義」を志向した政権ではあったが、アジア太平洋の秩序構築にイニシアティブをとった。第一次世界大戦の後もアメリカの諸力は、国内政治の面では内向きでもよかったかもしれないが、特に東アジアとの関係は「門戸開放政策」を軸にした秩序の構築がせかされた。なによりも日本が「日英同盟」故をもって第一次世界大戦に参戦し、それなりの利益を受け、戦後の東アジアの平和と安定の秩序作りに当然に発言力を持っていた。そ

の日本との関係からもアメリカが東アジアから距離を置くことは許されなかった。ハーディング政権の対応は速やかであった。ワシントン会議が1921年末から翌年の春にかけて開催され、アメリカのアジア政策が約20年を経て国際社会の受け入れるところとなり、アメリカはその総合力を以て国際社会の支配的なリーダーの地位に就いた。戦後の世界はアメリカ主導で「ワシントン体制」と「ヴェルサイユ体制」で平和と安定の秩序の時代を構想した。アメリカは西欧から距離を取りながらも関わりを維持しつつ、東アジアにより大きな関心を持ち続けた。1920年代のアメリカの貢献は軍縮と「ケロッグ・ブリアン（不戦）条約」に見られる。

1929年の世界経済の破綻は1930年を悲惨な10年にした。世界の主だった国々は自国の生き残り策を模索し、国際秩序を崩壊させる道を選んだ。そしてその10年の終わりは第二次世界大戦の勃発を見ていた。アジア太平洋は、国際的に承認された「門戸開放政策」をめぐる日米間の不和が「日米開戦」に結果した。（ここでアメリカの陰謀説を取り上げる必要はない。「真珠湾攻撃」と「広島・長崎原爆投下」は改めて検討すべき問題である。）先走ってしまったので、話を少し戻そう。20世紀早々に「アメリカの世紀」の予見があった。だが、本格的な「アメリ

カの世紀」論は西欧の戦争とアメリカの対応をめぐって問題提起された。Henry R. Luceによる『Life』の1941年2月17日号の「社説」として長文の「The American Century」が掲載された。フランクリン・ルーズベルト大統領が戦っている国内のしたたかな「孤立主義」を批判し、アメリカには世界の自由と民主主義を守り抜く覚悟を持たなければならないと論じた。

20世紀のアメリカは世界で最強で、最重要な国になってきた。なのにアメリカ人は心の面にしる行動の面にしる、現実的に対応できないで、覇権を持った国としての責任を果たすことを拒んでいる。このようなことでは、アメリカ人自身にとっても、世界全体の人々にとっても、大きな損失である。このような状況から逃れるためには、われわれは自身の構想を持ち、自身の手段によって、世界最強国としての義務を持ち、出来ることを誠実に受け入れて、積極的に関わりをもとめていかなければならない。

彼のこのような言辞は、アメリカの歴史の中に常に流れ、自然視されてきた「明白な宿命」(Manifest Destiny)を1940年代の状況に照らして、世論を喚起したのだ。



時が味方した「アメリカの世紀」論ではあった。深読みかも知れないが、2001年9月11日の「同時多発テロ」を受けて反応したジョージ・W・ブッシュ大統領を中心とする一握りの「ネオコン」と称される政治指導者の考えを先取りしていた。結果的に、アメリカが第二次世界大戦に関わるのは日本軍による1941年12月7日の「真珠湾攻撃」を待つことになった。

IV. 第二次世界大戦終結、原爆、そして冷戦

第二次世界大戦終戦に至る詳細な経過は省くが、アメリカは、当時の世界において総合力で最強であったこと故は勿論であるが、運よく状況がアメリカに味方したことで、連合国に勝利をもたらすことになった。だが、特にアジア太平洋における戦争に終結をもたらしたのは、人類史上初めて使用された原子爆弾であった。「アメリカの世紀」論を疑うことなく受け入れたアメリカ世論は原爆の使用を、その道徳性を疑うことなく、受け入れた。国際社会におけるアメリカの負けることのない能力を過信した。核兵器を背景にした唯一の超大国であることはアメリカをして軍事力に対する過信から長期にわたって世界の秩序に責任を持つことができると奢った。その核の力は数年でソ連も手に入れることになり、アメリカの核に依存した軍事戦略の一部が崩壊した。しかし核の誘惑に勝てなくて、核の抑止力の有効性を過信する核戦略を国際政治の場に君臨させた。

共産主義国ソヴィエト社会主義共和国の誕生がすでに懸念を生んではいたが、第二次世界大戦に勝利するために、ソ連に「武器貸与法」の適用を可能にし、連合国に組み込んだ。政治・経済理念の違う両国の戦時の協力は終戦に向かい、破綻の兆しを見せ始めていた。それはまさに1835年に『アメリカの民主主義』の結論部で、トクヴィルが予見した通りになった。使える兵器として核兵器を用意できたことで、両国は、直接戦うことを回避しえてきた。つまり「冷戦」の時代が久しく続いた。直接戦えない状態の他方、通常兵器を使用した戦争は戦われてきた。米ソの直接の戦闘の代理としての戦争が世界のあちらこちらで戦われた。

戦後のアメリカの外交政策・安全保障政策の面から「冷戦」を見てみよう。戦後の事態が思わぬ展開を見せたことで、アメリカは対ソ連外交を見直さざるを得なくなった。「共産主義封じ込め政策」に基づく厳しい対ソ連外交が遂行されるのにさほど時間はかからなかった。1947年3月に「トルーマン・ドクトリン」が発表され、3ヶ月後には「マーシャル・プラン」が打ち出され、アメリカの対ソ連

外交が本格的に開始された。ほぼ同時に「1947年国家安全保障法」が制定され、軍事国家としてアメリカの安全保障政策決定の仕組が用意された。中央情報局、国防総省、統合参謀本部そして国家安全保障会議の設置がきめられた。アメリカは戦後にわかに戦時に備えた体制を用意し、アメリカ社会自体が「国防総省化」していった。かってアイゼンハワー大統領は8年の任期を終えるに際して1961年に「軍産複合体」に懸念を示していた。朝鮮戦争、ヴェトナム戦争に「自由の帝国」として軍事的に関与したものの勝利をえることはなかった。その間に人種間の不平等の是正、経済格差の解消などの問題に取り組むこともあったが、十分な成果を得られなかった。1960年代のジョンソン大統領の下での「偉大な社会」プログラムは不成功に終わった。そしてヴェトナム戦争も彼の下で泥沼化してしまった。戦後の冷戦期に何度となくアメリカの衰退、アメリカの時代の終わりが取り上げられた。冷戦終焉の数年前の出版であるが、Paul Kennedy教授の『The Rise and Fall of The Great Powers』(『大国の興亡』)はアメリカ帝国の衰退は世界への過剰な負担であり、手の広げすぎにあり、そのことを真剣に考えて、政策の見直しをすることで衰退が避けえると論じていた。

V. 冷戦の終焉とアメリカ帝国の衰退

ソ連圏の内部分裂から思わぬ形で冷戦が終焉してしまった。1989年中ごろからの東欧における民主化運動はそれ以前には見られなかったソ連の寛容な姿勢のおかげで進展し、まさに将棋のコマが連鎖的に倒れるように東欧諸国は雪崩を打ってソ連離れした。象徴的にはベルリンの壁の崩壊を目撃した。その後1991年12月末にソ連が崩壊した。アメリカは冷戦の勝利を高揚感を以て祝った。この時期に起こった「湾岸戦争」に国際連合の安全保障理事会の常任理事国全員による賛成で、イラクを非難し、多国籍軍派遣を実現した。とりわけアメリカの軍事行動は冷戦の勝利者にふさわしいものに思えた。ブッシュ大統領は勝利に後押しされて「新世界秩序」構想を打ち出した。しかしアメリカにとっての現実はソ連とさほどの違いはなかった。

Francis Fukuyamaの『The National Interest』誌(1989)の論文「The End of History?」はアメリカの冷戦勝利を「liberal democracy」の勝利とみなし、歴史は終わった、とした。Samuel P. Huntingtonは『Foreign Affairs』誌(1993)の論文「The Crash of Civilizations?」を著し、アメリカによる世界秩序の再構築を語っていた。両者はその後悲観的なアメリカ論をあらわしている。たとえば、

Fukuyama は 2006 年 に『*America At The Crossroads: Democracy, Power, and the Neoconservative Legacy*』を著し、「対テロ戦争」を推し進めた新保守主義を批判し、彼らとの決別をしている。

冷戦終焉後のアメリカは冷戦によりおろそかになっていた国内の諸問題解決に失敗してきた。特に 2001 年 9 月 11 日の「同時多発テロ」に対して軍事力を以て対応するブッシュ大統領の安全保障・外交政策は一部根拠のないものであり、戦争開始以来の 8 年は何ら好結果をもたらしていない。序章で、バラク・オバマの大統領就任に言及した。オバマにとっての課題はブッシュ大統領による単独行動主義故に失ってしまったアメリカに対する信頼を回復することであり、反米の国際世論を良好なものにすること、そして何よりもイラク戦争とアフガニスタン戦争の終焉である。(国内の課題は扱わないでおく。)選挙戦でもこのような課題に取り組む姿勢を明確に打ち出していた。

オバマの就任演説から見てみよう。オバマは就任演説で国民に対して、そして世界に対して、選挙運動中の演説とはちがって、実に冷静に、メッセージを送った。冒頭アメリカ合州国建国の理念に政権運営の基礎を置き、改めて自由、平等、民主主義を抱き、政府として国内政策に変革をもたらす姿勢を明確にし、次のように語った。

今日私がみなさんにお伝えしたいのは、我々が直面するこうした課題は現実のものだということです。課題は深刻であり、数多くあります。簡単には対応できませんし、また短時間で対応できるものでもありません。しかし、これは知っていてほしいのです。課題は解決されます。今日、我々が集ったのは恐怖ではなく希望を、対立や不和ではなくて目的の一つにすることを選んだからです。

続けて、ブッシュ外交は安全保障に重点が置かれすぎていたことの見直し、単独行動主義を改め世界の国々と協調しながら、主導的な役割を果たし、前政権の世界の民主化を目的にするのではなく世界の平和を実現するために役割を果たす、とした。特にイスラム世界に敵対するのではなく友好的な関係を築くとした。

オバマは早くも 4 月にヨーロッパと中東を訪問し、ロンドンでは金融サミット (G20) に出席し、ロシアや中国の指導者と会談している。その後 NATO 会議に出席し、特にアフガニスタン戦略について協力を求めた。チェコ共和国への訪問でオバマは「核のない世界の構築」を熱く語り、カイロに足をのぼして、イスラム世界との対話

を訴えた。特記すべきことだが、チェコ共和国のプラハで「21 世紀における核兵器の将来」と題して、次のように語りかけ、核兵器を廃絶する方向を明確に示した。

アメリカは核兵器を持つ国として、そして唯一核兵器を使用した核保有国として、アメリカには行動する道徳的責任があるのです。この仕事はアメリカだけではできません。しかし、我々は指導的役割を果たすことはできます。この仕事を始めることができます。

オバマ外交はおよそ一年間をかけて課題を説明し、協力を求め、遊説の旅をした。具体的な成果はまだ十分出てはいない。イラクは混乱状態から抜け出せないでいるし、アフガニスタンはますます混沌としているし、イランの核開発問題も先行き不透明である。北朝鮮の核問題も何ら進展していない。日米関係の現状をどう見たらいいのか。

オバマ外交はアメリカの政治理念に回帰し、改めてアメリカの生活様式を国民の間で共有できる政治を目指し、アメリカ自身を自由・平等・民主主義の「輝ける丘の上の町」とすることの実現に取り組み、燭台の上のローソクの火のように世界の多くの国にとってのモデルになりえるかが問われる。■

参考文献 (論稿の中で取り上げた文献以外に参考にした資料):

- 大下尚一他編『史料が語るアメリカ 1584-1988』(有斐閣、1989 年)
三浦俊章編訳『オバマ演説集』(岩波書店、2010 年)
アメリカ学会編『原典アメリカ史』第 4 巻(岩波書店、1955 年)
Samuel P. Huntington. *The Clash of Civilizations and The Remaking of World Order*. Simon & Schuster. 1996.
John L. Gaddis. *The Cold War: A New History*. The Penguin Press. 2005.
Paul Starobin. *After America: Narratives for the New Global Age*. Viking. 2009.

研究所活動記録

(2009年4月-2010年3月)

平成21年度(2009年度)活動報告

懇話会・研究会・シンポジウム

懇話会

第1回 平成21年7月18日

報告者 桑子敏雄(東京工業大学教授)

論 題 「地域共同管理空間(ローカル・コモンズ)の維持管理と再生のための社会的合意形成について」

第2回 平成22年3月27日

統一テーマ 「保護する責任」と安全保障

報告者 勝間 靖(早稲田大学教授)

論 題 「武力紛争下にある子どもを保護する責任—人道・人権と安全保障の交差」

報告者 本多美樹(早稲田大学助教)

論 題 「アジアにおける自然災害と人道支援：人間の安全保障の観点から」

研究会

第1回 平成21年7月11日

報告者 丸山 雅夫(南山大学大学院法務研究科教授)

論 題 「われわれは裁判員裁判にどのように対処できるか」

第2回 平成22年1月30日

報告者 大井 由紀(南山大学外国語学部講師)

論 題 「主権・セキュリティ・人種—排斥を正当化する論理と対抗的公共圏の限界—」

「保護する責任」研究プロジェクト準備研究会

平成22年2月26日

報告者 濱井潤也(広島大学大学院博士課程後期)

論 題 「マイケル・ウォルツァーの正戦論における道徳性」

コメンテーター 眞嶋俊造(北海道大学准教授)

国際会議

平成21年9月15日～18日

「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクト国際会議

「国際環境条約—その役割と可能性、その限界と弱点」

提題者 マイケル・シーゲル(南山大学准教授[社倫

研第一種研究所員])

磯崎 博司(明治学院大学法学部)

小泉 都(総合地球環境学研究所)

大木 哲(環境ダイアログ・アウトリーチ)

生方 史数(京都大学東南アジア研究所)

菊沢 育代(地球環境戦略研究機関(IGES))

香坂 玲(名古屋市立大学経済学研究科)

Andrew Light (Center for American Progress)

Janna Thompson (Philosophy Programme, La Trobe University)

Ulrich Brand (Insitut für Politikwissenschaft, Universität Wien)

Youba Sokona (Observatory of the Sahara and the Sahel (OSS))

Monirul Mirza (Adaptation and Impacts Research Division (AIRD))

Jean Palutikof (National Climate Change Adaptation Research Facility, Griffith University)

Workineh Kelbessa (Department of Philosophy, Addis Ababa University)

シンポジウム

『教会の社会教説綱要』出版記念連続シンポジウム

共同主催：カトリック中央協議会、上智大学カトリックセンター、聖トマス大学

第1回 平成21年7月4日(於：上智大学)

講演者 牧山強美(日本カトリック神学院院長)

マイケル・シーゲル

特定質問者 ホアン・マシア(聖トマス大学神学部教授)

大橋容一郎(上智大学文学部哲学科教授)

片山はるひ(上智大学神学部教授)

第2回 平成21年10月3日(於：南山大学)

挨拶 野村 純一(名古屋教区司教)

講演者 松浦 悟郎(大阪教区補佐司教)

論 題 「人間のために存在する社会—社会教説が述べる統治のあり方」



講演者 最上 敏樹（国際基督教大学平和研究所長）
 論 題 「人間の平和—国際共同体とは何か」
 特定質問者 別所 良美（名古屋市立大学教授）
 プテンカラム・ジョン・ジョセフ（上智大学教授）
 マイケル・シーゲル

第3回 平成 21 年 11 月 3 日（於：聖トマス大学）

講演者 橋本昭一（関西大学経済学部教授）
 特定質問者 本田哲郎（釜ヶ崎反失業連絡会共同代表）
 松本信愛（聖トマス大学人間文化学学科教授）
 加藤賢一（大阪市立科学館学芸課長）
 マイケル・シーゲル

共催公開講演会

南山大学大学院法務研究科公開講演会（社会倫理研究所
 共催） 平成 21 年 12 月 9 日

報告者 G. パルソン（アイスランド大学教授）
 論 題 「個人の遺伝子情報の解読」

出版物

名 称 社会倫理研究所編『社会と倫理』第二十三号
 発行日 2009 年 11 月 15 日

名 称 社会倫理研究所編『時報しゃりんけん』第二号
 発行日 2009 年 8 月 25 日

名 称 Michael T. Seigel, Yusuke Honda, and Mai Fuji,
*Promises and Pitfalls of Global Environmental
 Treaties*, Nanzan University Institute for Social
 Ethics.

発行日 2010 年 2 月 24 日

2009 年度を振り返って

人事

丸山雅夫所長を中心に、マイケル・シーゲル第一種研究
 所員・奥田太郎第一種研究所員（9 月に留学先より帰国）
 を核とする研究所体制により、並列遂行中の複数の研究
 プロジェクトの推進協力を目的として、第二種研究所員
 4 名の任用更新と 1 名の任用、研究員 1 名の任用更新（11
 月辞任）、1 名の非常勤研究員の再委嘱を行った。

ウェブサイト

懇話会、シンポジウムの案内など研究所活動に関する
 情報発信に努めた。

懇話会／研究会／国際会議／シンポジウム

懇話会 2 回、研究会 2 回、国際会議 1 回、共催シンポ
 ジウム 3 回、共催公開講演会 1 回を開催した。それらは「保
 護する責任」研究プロジェクト、「ガバナンスと環境問題」
 研究プロジェクト、「カトリック社会倫理」研究プロジェ
 クトに関するものであった。

出版物

『社会と倫理』第 23 号では、特集として「ガバナンス
 と環境問題」を主に取り上げた。また、第 22 号より重
 点化した書評は今号も充実したものとなった。そして、
 本年度 9 月に開催した国際会議の成果刊行物が刊行され
 た。

社会倫理研究奨励賞

野田宣雄氏（元南山大学教授）の篤志に基づき 2007
 年度に創設された、若手による優秀な社会倫理研究論文
 に対して授与する社会倫理研究奨励賞について、第三回
 の募集・選定・授与を実施した。自薦・他薦併せて 11
 篇の応募があり、うち 1 篇が受賞論文として選定された。

（丸山雅夫）

社会倫理研究奨励賞

第4回候補論文

只今応募受付中!!

■「社会倫理研究奨励賞」とは?

南山大学社会倫理研究所（以下、社倫研）が、若手研究者による社会倫理分野における優れた研究に対して授与する賞です。

社倫研は、細分化した学問が対応し切れない錯綜した現代社会の問題に対して、人文社会科学の叡智を結集して総合的かつ包括的に取り組み、「人間の尊厳」を回復する方途を探求する研究所です。その活動の一環として、21世紀を生きる若い研究者の意欲的な研究活動を奨励し、現代のニーズに応えることを目指して、この賞を設けたのです。

■社会倫理研究とは?

社会倫理というと、すぐに応用倫理学を連想するかもしれませんが、社会倫理研究は、いわゆる応用倫理学に限られない広がりをもった領域です。取り扱われる問題系としては、国家や政治現象を対象とするものから、家族や地域社会、教育・医療・経営などの諸制度を対象とするもの、経済活動が営まれる体制、国家を超えて広がりを見せる国際社会を対象とするものなど、実にさまざまなものが含まれています。また、特定の学問方法論に限定されるものでもありません。社会問題に取り組む方法論は、必ずしも狭義の倫理的なものに限らず、経済学的、法学的、政治学的、社会学的、統計学的、教育学的、歴史学的、等々さまざまなアプローチがありうるでしょう。

社会倫理研究を奨励する目的で設立された本賞では、問題系・分野・方法論を制限せず、学術性とアクチュアリティの両軸で優れた研究すべてが対象となります。

そして、若手の萌芽的な研究を支援するために、査読付きの既存の学会誌のみならず、所定の期間内に公開されたものであれば、査読の有無にかかわらず、論文集、雑誌、紀要、オンライン・ジャーナルなどに掲載された論文も歓迎します。手堅さを背景としながらも、取り組む問題に対する情熱があふれるような意欲作の応募をお待ちしています。（詳しくは社倫研ウェブページをご覧ください。）

優れた論文を ご推薦下さい!!

応募要領

審査対象となる著作物 2009年12月1日から2010年11月30日までに日本語で公刊された論文

締め切り 2010年12月10日必着（随時受付中）

応募方法 応募用書式ファイル（他薦方式か自薦方式のいずれかを選択）を社倫研ウェブページ（<http://www.nanzan-u.ac.jp/ISE/japanese/award/>）からダウンロード・印刷してご記入の上、応募論文を同封して、下記住所までご郵送下さい。

他薦方式：本人以外の人物による推薦文を添付すること

自薦方式：本人による800字以内の要約を添付すること

宛先 〒466-8673

名古屋市昭和区山里町18

南山大学社会倫理研究所 社会倫理研究奨励賞係

応募資格 原則として論文公刊時に40歳未満

審査方法 第四回社会倫理研究奨励賞選定委員会（委員長：小林傳司〔大阪大学教授〕）の協議によって審査します。

審査結果の公表 受賞者の氏名および受賞論文名を2011年2月下旬に社倫研ウェブページで公表します。

授与式等 2011年3月下旬に授賞式を行い、受賞者には記念講演を行ってまいります。また、審査結果と記念講演内容は2011年5月発行予定の『時報しゃりんけん』第4号に掲載されます。

副賞（給付研究奨励金）30万円

*審査の過程で当研究所が得た個人情報は、本賞選定の目的以外に使用されることはありません。尚、個人情報取扱の詳細については、「南山大学個人情報保護に関するガイドライン」に準拠します。



研究所活動記録

(2009年4月-2010年3月)

研究所主要スタッフ研究業績

Michael Seigel【マイケル・シーゲル】

著書

(共著) "History, Memory, and the Dialogue of Civilizations: The Case of North East Asia," M.S. Michael and Fabio Petito (eds.), *Civilizational Dialogue and World Order: The Other Politics of Cultures, Religions, and Civilizations in International Relations*, Palgrave Macmillan, 2009, pp. 239-261.

(共著) 教皇庁正義と平和評議会著、M. シーゲル訳『教会の社会教説綱要』、カトリック司教協議会、2009年、「翻訳者前書き」(pp. ix ~ xx) および「用語について」(pp. xxi ~ xxii)。

(共著) Michael T. Seigel, Yusuke Honda, Mai Fujii, *Promises and Pitfalls of Global Environmental Treaties*, Nanzan University Institute for Social Ethics, 2010.

翻訳

教皇庁正義と平和評議会著、M. シーゲル訳『教会の社会教説綱要』、カトリック司教協議会、2009年。

講演

「20世紀における平和追求の経緯とその教訓」、人間の安全保障に関する国際ワークショップ～長崎人間の安全保障大学院(仮称)の創設を目指して～、2009年5月24日。

「信仰の視点から社会を見る、社会の視点から信仰を見る」、社会倫理研究所・上智大学カトリックセンター・聖トマス大学・カトリック中央協議会主催『教会の社会教説綱要』出版記念連続シンポジウム「現代に響く福音のメッセージ」第一回シンポジウム「カトリックの社会教説と人間性の探求」、上智大学、2009年7月4日。

「Introductory Presentation」、南山大学社会倫理研究所主催国際会議 *Promises and Pitfalls of International Environmental Treaties: Their Role, Possibilities, Risks and Limitations*、2009年9月15日。

「趣旨説明」(『教会の社会教説綱要』の紹介と開催済みシンポジウムに関する報告、パネリストとしての参加)、社会倫理研究所・上智大学カトリックセンター・聖トマス大学・カトリック中央協議会主催『教会の社会教説綱要』出版記念連続シンポジウム「現代に響く福音のメッ

セージ」第二回シンポジウム「政治共同体、国際共同体、そして社会教説」、南山大学、2009年10月3日。

「趣旨説明」(『教会の社会教説綱要』の紹介と開催済みシンポジウムに関する報告、パネリストとしての参加)、社会倫理研究所・上智大学カトリックセンター・聖トマス大学・カトリック中央協議会主催『教会の社会教説綱要』出版記念連続シンポジウム「現代に響く福音のメッセージ」第三回シンポジウム「人間共生の在り方と社会教説」、聖トマス大学、2009年11月3日。

「和解の条件と可能性、そして現代におけるその必要性」、上越日豪協会主催講演会、2009年11月7日。

「キリスト教の倫理性の根拠について」、本願寺国際センターゼミナール、2010年1月22日。

その他、講演多数(40、41頁を参照)

奥田太郎【おくだ・たろう】

学会発表

「現代倫理学における「ヒューム主義」の起源と系譜」、日本イギリス哲学会関西部会、キャンパスプラザ京都、2009年12月5日。

講演

「内部告発について考える」、OJARU: Oxford Japanese Researchers' clUb, Oxford, 2009年6月22日。

研究会報告

"How We Ought to Live with Whistleblowing", *Applied Ethics Discussion Group*, Oxford, 2 June 2009.

研究所活動記録

(2009年4月-2010年3月)

研究所主要スタッフに関わる学会・研究会・講演・調査等の記録

2009年

- 4月28日 シーゲル所員、カトリック正義と平和協議会環境対策委員会主催 2009年度エコイベントにて講演（「信仰：自然との付き合い、神との出会い」）。
- 5月24日 シーゲル所員、人間の安全保障に関する国際ワークショップ～長崎人間の安全保障大学院（仮称）の創設を目指して～にて講演（「20世紀における平和追求の経緯とその教訓」）。
- 5月28日 シーゲル所員、TBLI Conference ASIA 2009にて講演（「信仰信念に一致する金融投資活動——キリスト教の視点」）。
- 6月2日 奥田所員、Applied Ethics Discussion Group (Oxford)にて報告。
- 6月22日 奥田所員、OJARU: Oxford JAPANESE RESEARCHERS' CLUB (Oxford)にて講演。
- 7月2日 シーゲル所員、カトリック社会司教秘書合同会議にて講演（「司祭の社会問題への関与について」）。
- 7月4日 シーゲル所員、『教会の社会教説綱要』出版記念連続シンポジウム第一回シンポジウム（於上智大学）「カトリックの社会教説と人間性の探求」にて提題者として報告。
- 7月11日 第1回社倫研研究会。
- 7月18日 第1回社倫研懇話会。
- 7月18日 シーゲル所員、日本聖公会中部教区憲法プロジェクトにて講演（「環境・戦争・九条——国際社会の現実から」）。
- 9月15日-18日 国際会議 *Promises and Pitfalls of International Environmental Treaties: Their Role, Possibilities, Risks and Limitations*。シーゲル所員は提題者として報告。
- 10月3日 シーゲル所員、『教会の社会教説綱要』出版記念連続シンポジウム「現代に響く福音のメッセージ」第二回シンポジウム（於南山大学）「政治共同体、国際共同体、そして社会教説」にて、『教会の社会教説綱要』を紹介、開催済みシンポジウムに関して報告、パネリストとして参加。
- 10月3日-4日 奥田所員、中部哲学会年次大会（於沢大学）に参加、司会を担当。
- 10月16日-17日 奥田所員、日本倫理学会第60回大会（於南山大学）にて実行委員として参加。
- 10月31日-11月1日 奥田所員、関西倫理学会年次大会（於龍谷大学）に参加。
- 11月3日 シーゲル所員、『教会の社会教説綱要』出版記念連続シンポジウム「現代に響く福音のメッセージ」第三回シンポジウム（於聖トマス大学）「人間共生の在り方と社会教説」にて『教会の社会教説綱要』を紹介、開催済みシンポジウムに関して報告、パネリストとして参加。
- 11月6日-8日 奥田所員、日本国際政治学会2009年度研究大会（於神戸国際会議場）に参加。
- 11月7日 シーゲル所員、上越日豪協会主催講演会にて講演（「和解の条件と可能性、そして現代におけるその必要性」）。
- 11月14日-15日 奥田所員、科学技術社会論学会第8回年次研究大会（於早稲田大学）に参加。
- 11月28日 奥田所員、応用哲学会理事会（於京都大学）に理事として出席。
- 12月5日 奥田所員、日本イギリス哲学会関西支部（於キャンパスプラザ京都）に参加、研究発表。
- 12月9日 南山大学大学院法務研究科公開講演会（共催）。
- 12月30日 シーゲル所員、聖ヴィンセンシオの愛徳姉妹会管区集会にて講演（「信仰と政治、信仰と環境」）。



2010年

- 1月9日 奥田所員、名古屋哲学会講演会（於南山大学）に参加。
- 1月10日-11日 奥田所員、第2回堀場 GABEX 国際会議（於東京大学）に参加。
- 1月22日 シーゲル所員、本願寺国際センターゼミナールにて講演（「キリスト教の倫理性の根拠について」）。
- 1月25日 シーゲル所員、仙台教区司祭集會にて講演（「教会の社会教説と現世における教会の使命」）。
- 1月30日 第2回社倫研研究会。
- 2月5日 シーゲル所員、正義と平和全国会議公開講演会「正義と平和について聖書と教会の公文書が伝えること」にて講演（「カトリック社会教説における『正義』の意味」）。
- 2月20日 第3回社会倫理研究奨励賞選定委員会。
- 2月21日 シーゲル所員、山口島根地区カトリック正義と平和協議会主催前教皇ヨハネ・パウロⅡ来日記念行事平和アピールにて講演（「憲法9条と21世紀における平和の基盤」）。
- 2月24日 シーゲル所員、大阪教区司祭月集にて講演（「神の愛の普遍性、キリストの独自性、そして他の宗教」）。
- 2月26日 「保護する責任」研究プロジェクト研究会。
- 3月6日 奥田所員、World Wide Views in Japan 結果報告シンポジウム（於富士ソフト アキバプラザ）に参加。
- 3月19日 第3回社会倫理研究奨励賞受賞記念式典・記念講演会及び祝賀会。
- 3月20日 奥田所員、京都生命倫理研究会（於京都女子大学）に参加。
- 3月26日 奥田所員、日本イギリス哲学会第34回大会（於慶應義塾大学日吉キャンパス）に参加。
- 3月27日 第2回社倫研懇話会。
- 3月27日 シーゲル所員、カトリック名古屋正義と平和協議会にて講演（「教会の生活と環境危機」）。



南山大学社会倫理研究所スタッフ

所長

丸山雅夫

第一種研究所員

奥田 太郎 人文学部人類文化学科・准教授 [倫理学、応用倫理学]

Michael Seigel 総合政策学部総合政策学科・教授 [カトリック社会倫理、和解学]

第二種研究所員

石川 良文 総合政策学部総合政策学科・准教授 [都市環境政策、地域経済、公共政策評価]

川崎 勝 経済学部経済学科・教授 [日本近代史、日本経済史]

坂下 浩司 人文学部人類文化学科・教授 [西洋古代哲学史、応用倫理学 (工学倫理)]

澤木 勝茂 大学院ビジネス研究科・教授 [オペレーションズ・リサーチ、ファイナンス工学]

杉原 桂太 情報理工学部情報システム数理学科・講師 [科学技術社会論、科学哲学、技術者倫理]

鈴木 貴之 人文学部人類文化学科・准教授 [心の哲学 (心理学の哲学、認知科学の哲学)]

丸山 雅夫 大学院法務研究科・教授 [刑事法]

宮川 佳三 外国語学部英米学科・教授 [アメリカ外交、日米関係論、国際関係論]

山田 哲也 総合政策学部総合政策学科・教授 [国際法、国際機構論]

研究員

大庭 弘継 [国際政治学]

非常勤研究員

伊勢田 哲治 京都大学大学院文学研究科・准教授 [科学哲学、倫理学]

梅澤 彩 摂南大学法学部・講師 [民法、家族法]

香坂 玲 名古屋市立大学大学院経済学研究科・准教授 [環境経済学、国際協力論]

小林 傳司 大阪大学コミュニケーションデザイン・センター・教授 [科学哲学、科学論、科学技術論]

瀬口 昌久 名古屋工業大学大学院社会工学専攻・教授 [古代哲学、技術者倫理]

谷口 照三 桃山学院大学経営学部・教授 [経営学、経営哲学、経営倫理学]

戸田山 和久 名古屋大学大学院情報科学研究科・教授 [哲学、科学哲学、科学技術社会論]

中野 涼子 シンガポール国立大学人文社会科学部日本学科・助教授 [国際関係論、日本近代思想史]

福永 真弓 立教大学社会学部現代文化学科・助教 [環境倫理学、環境社会学]

眞嶋 俊造 北海道大学応用倫理研究教育センター・准教授 [応用倫理学]

山田 秀 熊本大学法学部・教授 [法哲学、自然法論]

2010年4月1日現在

研究プロジェクト関連マップ2010

「公正と平和」研究プロジェクト

「保護する責任」研究プロジェクト

「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクト

「経済・経営・倫理」研究プロジェクト

「倫理学の可能性」研究プロジェクト

「科学技術と倫理」研究プロジェクト

「生命倫理の諸問題」研究プロジェクト

カトリック社会倫理研究プロジェクト

編集後記

『時報しゃりんけん』も創刊後3号を数えることとなりました。『時報しゃりんけん』は、社倫研の活動記録であると同時に、その年々にどのような社会的課題が重要視され注目されていたかを示す時代の記録にもなってほしいと願って編集しております。そこで今号では、2010年10月に名古屋で開催されるCOP10に関連して大活躍中の香坂玲氏、長年アメリカ外交を研究してこられた宮川佳三氏にご寄稿いただきました。また、学界報告として、社会倫理に関わる学会やイベントの参加レポートもお届けしております。その他、社倫研の2009年度の活動状況をお知らせする記事を揃えましたので、ご通読いただければ幸いです。

さて、この一年の変化と言えば、前号の編集作業を手がけた鈴木真氏が英国ケンブリッジ大学に一年間研究拠点を移したこと、私・奥田が英国オックスフォード大学での一年半の留学を終えて社倫研に復帰したことが挙げられます。また、2010年は、社倫研が「経済倫理研究所」として設立されて30年の節目に当たります。現在の「社会倫理研究所」名に変更されて30年に当たる2011年にかけて、「社会倫理研究所設立30周年」と銘打った企画をさまざまな形で実行していく予定ですので、ご愛顧下さいますようお願い申し上げます。

奥田太郎

2010年6月10日 発行

編集兼発行人 南山大学社会倫理研究所
名古屋市昭和区山里町 18 〒466-8673
電話 (052) 832-3111 (代表)
代表者 丸山雅夫
E-mail: sharink@nanzan-u.ac.jp
<http://www.nanzan-u.ac.jp/ISE/>

印刷所 株式会社クイックス
名古屋市熱田区桜田町 19-20 〒456-0004
電話 (052) 871-9190 (代表)

